

(愛媛県報令和4年4月19日第300号外1別記)

令和3年度

包括外部監査結果報告書

指定管理者制度について(公の施設のあり方の検討を含む。)

愛媛県包括外部監査人

木本 敦

目次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	外部監査の対象期間	2
4.	外部監査の実施期間	2
5.	外部監査の方法	2
6.	監査の対象課等	3
7.	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	4
8.	利害関係	4
9.	監査結果の指摘及び意見について	4
第2	監査対象の概要	5
1.	「公の施設のあり方検討部会」での検討対象施設	5
2.	公の施設と管理方法の変遷	8
第3	監査の結果及び意見（総括）	13
1.	総括	13
2.	指摘事項及び意見の一覧	15
3.	監査の結果及び意見の要約	20
第4	指定管理施設についての監査結果及び意見	27
1.	愛媛県武道館	27
2.	愛媛県県民文化会館	30
3.	愛媛県生活文化センター	33
4.	萬翠荘	36
5.	愛媛県男女共同参画センター	39
6.	愛媛県体験型環境学習センター	41
7.	愛媛県総合社会福祉会館	43
8.	ファミリーハウスあい	46
9.	えひめこどもの城	47
10.	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	50
11.	愛媛県身体障がい者福祉センター	53
12.	愛媛県障がい者更生センター	55
13.	愛媛県視聴覚福祉センター	59
14.	愛媛県在宅介護研修センター	61
15.	愛媛国際貿易センター	65
16.	テクノプラザ愛媛	69

17.	えひめ森林公園.....	74
18.	松山観光港ターミナル.....	77
19.	南予レクリエーション都市公園.....	80
20.	道後公園.....	83
21.	愛媛県総合運動公園.....	85
22.	とべ動物園.....	89
23.	愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター.....	91
24.	愛媛県総合科学博物館.....	95
25.	愛媛県歴史文化博物館.....	97
26.	県営住宅(中予地方局管内).....	100
27.	指定管理者による管理施設全体に影響を与える問題について.....	103
第5	直営施設についての監査結果及び意見(個別施設).....	105
1.	愛媛県消費生活センター.....	105
2.	愛媛県動物愛護センター.....	108
3.	愛媛県立さつき寮.....	111
4.	愛媛県中小企業労働相談所.....	114
5.	愛媛県立農業大学校.....	116

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下、「法」とします。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

指定管理者制度について（公の施設のあり方の検討を含む。）

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

指定管理者制度は、公の施設に民間の能力を活用することによって、多様化する住民のニーズに応え、住民に対するサービスを一層向上させるとともに、経費の縮減等を目的として導入されたものです。同制度を導入している施設は住民の生活・福祉に密接に関係しており、また、相当多額の県費が投入されていることから、県民の関心も高いものであると思われま

す。
愛媛県（以下「県」とします。）は、指定管理者制度が導入された改正法の施行を受け、次年度の平成16年4月から指定管理者制度を導入しております。平成17年度からは、民間有識者と各部署の長からなる「公の施設のあり方検討部会」において、県が直接運営していた21施設について、あり方の検討をし、平成19年度に指定管理者制度の導入を含む見直し方針を決定しました。この見直し方針に沿って、指定管理者制度の導入に取り組んだ結果、令和3年4月1日現在、45施設（うち県営住宅19施設）において指定管理者制度を導入している状況です。

また、県では、指定管理者制度を導入する際の事務手続き及び導入後の運用に関する基本的事項を取りまとめた「指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン」を策定し、このガイドラインに沿って、指定管理者の公募の結果や、指定管理者制度導入施設（以下「指定管理施設」とします。）の管理運営状況や指定期間満了時の制度導入効果の検証結果等をHP上で情報提供するなど、指定手続きの透明性と公平性の確保を図るとともに、効率的・効果的な施設運営と県民サービスの向上に努めることとしております。

以上のように、県の指定管理施設は増えてまいりましたが、平成19年度の見直し方針が決定されてから既に10年以上経過しており、その間に、社会の変化、県民のニーズの変化等も生じていると思われるので、現在県が直接運営している施設の中にも指定管理者制度への適応があるものはないか、再確認することが必要な時期であると考えました。

また、包括外部監査では、指定管理者制度という切り口で各施設管理部署を横断的に監査することをテーマとされたことはありませんので、第三者の視点で指定管理施設の管理運

営の状況を監査することは有意義であると考えました。

さらに、指定管理施設の指定期間の多くが、令和6年3月までとなっていることから、今回の監査により指定管理者制度の事務執行や指定管理者に対する管理運営に変更を加える方がよいと思われる点が明らかになったとすれば、それを織り込んだ変更を行うために必要な時間を考えると、このテーマで監査する時期は、今年度がふさわしいと考え、特定の事件（監査テーマ）として選定しました。

3. 外部監査の対象期間

原則として令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）としました。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象としました。

4. 外部監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月4日まで

5. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

選定した監査対象施設の管理運営に関する財務事務の執行について、以下の基本的視点から監査を実施しました。

- ① 経済性、効率性、有効性（法第2条第14項）
- ② 合理性（法第2条第15項）
- ③ 適法性（法第2条第16項）

上記の基本的視点の下で、特に以下の観点からの監査を実施しました。

指定管理施設においては、制度導入の目的の一つである住民サービスの向上には民間の創意工夫に行政が適切に関与する協働した施設運営が大切であるとの理解から、適切な役割分担が行われているか下記の点を中心に監査を実施しました。

- ・県が指定管理者に任せきりになっている等、指定管理者の判断だけで施設運営を行っていないか
- ・自主事業は適切に管理運営されているか
- ・公平な施設利用は行われているか

また、指定管理者制度導入のもう一つの目的である経費の縮減が図られているかどうかの観点から

- ・県出資法人が指定管理者となっている法人に対する対応は適切なものか
- ・指定管理者の収支報告等が適切に行われているか
- ・再委託が適切に行われているか

また、直営施設については、見直し方針で、個別の課題が示されなかったとして、行革分権課のフォローアップ対象外とされていた 5 施設について、見直し以降の環境変化の状況とそれに対する所管課（室）の対応状況を中心に監査しました。

(2) 監査手続

- ① 公の施設に関する情報の収集分析を行いました。
- ② 公の施設に関する事務の概要把握のため、ヒアリングの実施及び関係諸法令、条例・規則・ガイドライン等の閲覧を行いました。
- ③ 把握した事務概要に基づき、所管課（室）に各種資料の提出依頼を行いました。
- ④ 提供された各種資料の整合性等を確認後、ヒアリングを実施しました。
- ⑤ その他必要と認めた手続きを実施しました。

6. 監査の対象課等

(1) 指定管理導入施設

対象施設名	施設所管部	施設所管課
愛媛県武道館	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課
愛媛県県民文化会館		文化振興課
愛媛県生活文化センター 萬翠荘		
愛媛県生涯学習センター		まなび推進課
愛媛県総合科学博物館		
愛媛県歴史文化博物館		
えひめ青少年ふれあいセンター		
愛媛県男女共同参画センター		県民環境部
愛媛県体験型環境学習センター	環境政策課	
愛媛県総合社会福祉会館	保健福祉部	保健福祉課
ファミリーハウスあい		健康増進課
えひめこどもの城		子育て支援課
愛媛県立愛媛母子生活支援センター		
愛媛県身体障がい者福祉センター		障がい福祉課
愛媛県障がい者更生センター		
愛媛県視聴覚福祉センター		
愛媛県在宅介護研修センター		
愛媛国際貿易センター	経済労働部	産業政策課
テクノプラザ愛媛		産業創出課
えひめ森林公園	農林水産部	森林整備課
松山観光港ターミナル	土木部	港湾海岸課
南予レクリエーション都市公園		都市整備課
道後公園		
愛媛県総合運動公園		
とべ動物園		
県営住宅(中予地方局管内)(19団地)	土木部	建築住宅課

(2) 直営施設 5 施設

対象施設名	施設所管部	施設所管課(室)
愛媛県消費生活センター	県民環境部	県民生活課
愛媛県動物愛護センター	保健福祉部	薬務衛生課
愛媛県立さつき寮		子育て支援課
愛媛県中小企業労働相談所	経済労働部	労政雇用課
愛媛県立農業大学校	農林水産部	農政課農地・担い手対策室

7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	木本 敦	公認会計士
補助者	塚本 秀和	公認会計士
補助者	高須賀 経	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

9. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載しています。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項です。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは言えないものの、是正措置が望まれると考える事項です。

報告書中の各項目についての計数は、原則として単位未満を四捨五入しています。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合があります。

第2 監査対象の概要

1. 「公の施設のあり方検討部会」での検討対象施設

「公の施設のあり方検討部会」での検討対象施設のうち現存するものの概要は、下の表のとおりです。

施設名	施設所管部	施設所管課(室)
愛媛県武道館	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課
愛媛県県民文化会館		文化振興課
愛媛県生活文化センター		
萬翠荘		
愛媛県生涯学習センター		まなび推進課
愛媛県総合科学博物館		
愛媛県歴史文化博物館		
えひめ青少年ふれあいセンター		
愛媛県美術館		
愛媛県消費生活センター	県民環境部	県民生活課
愛媛県男女共同参画センター		男女参画・県民協働課
愛媛県体験型環境学習センター		環境政策課
愛媛県総合社会福祉会館	保健福祉部	保健福祉課
ファミリーハウスあい		健康増進課
愛媛県動物愛護センター		薬務衛生課
愛媛県立さつき寮		子育て支援課
えひめこどもの城		
愛媛県立愛媛母子生活支援センター		
愛媛県身体障がい者福祉センター		障がい福祉課
愛媛県障がい者更生センター		
愛媛県視聴覚福祉センター		
愛媛県在宅介護研修センター		長寿介護課
愛媛国際貿易センター	経済労働部	産業政策課
愛媛県中小企業労働相談所		労政雇用課
テクノプラザ愛媛		産業創出課
愛媛県立農業大学校	農林水産部	農政課農地・担い手対策室
えひめ森林公園		森林整備課
松山観光港ターミナル	土木部	港湾海岸課
南予レクリエーション都市公園		都市整備課

施設名	施設所管部	施設所管課(室)
道後公園		建築住宅課
愛媛県総合運動公園		
とべ動物園		
県営住宅(中予地方局管内)		
県営住宅(東予・南予地方局管内)		
愛媛県立図書館	教育委員会事務局	管理部 社会教育課
県立病院(4施設)	公営企業管理局	県立病院課

施設名	直営/指定管理者	制度導入時期	指定期間
愛媛県武道館	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	平成18年4月	5年間
愛媛県県民文化会館	公益財団法人 愛媛県文化振興財団	平成18年4月	5年間
愛媛県生活文化センター	株式会社ウイン	平成18年4月	5年間
萬翠荘		平成21年4月	5年間
愛媛県生涯学習センター	株式会社レスパスコーポレーション	平成21年4月	5年間
愛媛県総合科学博物館	伊予鉄総合企画株式会社	平成21年4月	5年間
愛媛県歴史文化博物館		平成21年4月	5年間
えひめ青少年ふれあいセンター	株式会社レスパスコーポレーション	平成21年4月	5年間
愛媛県美術館	直営		
愛媛県消費生活センター	直営		
愛媛県男女共同参画センター	公益財団法人 えひめ女性財団	平成18年4月	5年間
愛媛県体験型環境学習センター	伊予鉄総合企画株式会社	平成18年4月	5年間
愛媛県総合社会福祉会館	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	平成18年4月	5年間
ファミリーハウスあい	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	平成18年4月	5年間
愛媛県動物愛護センター	直営		
愛媛県立さつき寮	直営		
えひめこどもの城	伊予鉄総合企画株式会社	平成18年4月	5年間

施設名	直営／指定管理者	制度導入時期	指定期間
愛媛県立愛媛母子生活支援センター	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県身体障がい者福祉センター		平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県障がい者更生センター		平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県視聴覚福祉センター		平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県在宅介護研修センター	特定非営利活動法人 愛と心えひめ	平成 16 年 4 月	5 年間
愛媛国際貿易センター	愛媛エフ・エー・ゼット株式会社	平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県中小企業労働相談所	直営		
テクノプラザ愛媛	公益財団法人 えひめ産業振興財団	平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県立農業大学校	直営		
えひめ森林公園	愛媛県森林組合連合会	平成 18 年 4 月	5 年間
松山観光港ターミナル	松山観光港ターミナル株式会社	平成 18 年 4 月	5 年間
南予レクリエーション都市公園	南レク 株式会社	平成 18 年 4 月	5 年間
道後公園	コンソーシアム GENKI (NPO 法人 TIES21 えひめ、(株)愛媛庭園、(株)遊亀)	平成 18 年 4 月	5 年間
愛媛県総合運動公園	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	平成 18 年 4 月	5 年間
とべ動物園	公益財団法人 愛媛県動物園協会	平成 18 年 4 月	5 年間
県営住宅(中予地方局管内)	愛媛県営住宅管理グループ (株)第一ビルサービス、新日本建設(株)	平成 22 年 4 月	5 年間
県営住宅(東予・南予地方局管内)	直営		
愛媛県立図書館	直営		
県立病院(4 施設)	直営		

2. 公の施設と管理方法の変遷

(1) 公の施設

住民の福祉の増進(よりよい暮らし)のために公的な施設を建設、管理していくことは地方公共団体の仕事であり、それらの施設を公の施設といいます(法第 244 条第 1 項)。公の施設では、住民の利用権を尊重しなければならず、不当にそれを拒否できないし、差別的取り扱いをしてはなりません(法第 244 条第 2 項、第 3 項)。

また、公の施設は設置目的を遂げるように管理する必要があり、その管理は住民の利害と深い関係があるために、法令に特別の定めがある場合を除き条例で定めなければなりません(法第 244 条第 2 項、第 3 項)し、重要な公の施設の廃止等には議会の出席議員の 3 分の 2 以上の同意が必要とされています。

(2) 公の施設の管理方法の変遷

「公の施設」という概念は、昭和 38 年の法の改正により創設されたもので、その管理は「直営」で行うほか、「公共団体又は公共的団体」に限って「管理委託」することができるとされました。その後平成 3 年の改正で、さらに委託先を地方公共団体が出資している法人であって政令で定めるもの(いわゆる第三セクター)に拡大されました。そして平成 15 年に、従来の公共的団体への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される指定管理者に管理を委任する「指定管理者制度」が導入されました。

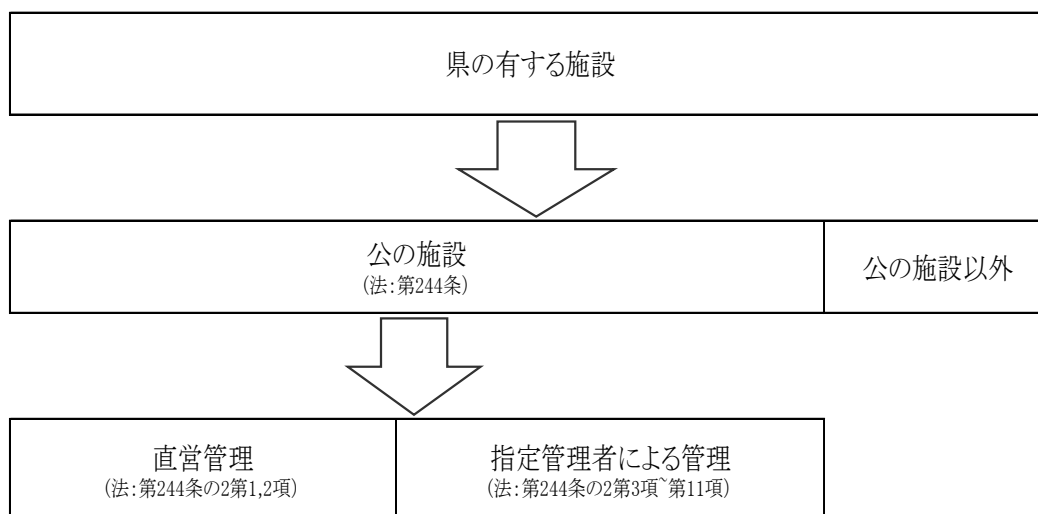
「指定管理者制度」では、管理主体に特段の制約が設けられていない(「法人その他の団体」と規定されており、個人は不可)ため、地方公共団体の出資法人ではない民間事業者であっても、指定管理者となることが可能となりました。この指定管理者は、行政処分的一种である使用の許可を行うことができるとされています。

(3) 愛媛県における指定管理者制度の導入

県では、平成 16 年 4 月の「愛媛県在宅介護研修センター」への指定管理者制度導入を皮切りに、平成 18 年 4 月にそれまで管理委託により運営していた 25 の施設に同制度を導入しました。更に、平成 21 年 4 月にそれまで県直営で管理していた 5 施設、平成 22 年 4 月に中予地方局管内の県営住宅 21 団地(現在 19 団地)に新たに指定管理者制度を導入し、令和 3 年 4 月 1 日現在、45 施設(うち県営住宅 19 団地)において、指定管理者制度を導入しています。

(4) 県の有する施設の法的整理

県の有する施設は、次ページの図のように整理することができます。



また、法第 244 条の 2 第 3 項～第 11 項では、指定管理者制度について、次のように定めています。

①条例の制定(法第 244 条の 2 第 3 項、第 4 項)

公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。

公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合に条例で定めるべき事項

- ・指定管理者の指定の手續(申請の方法、選定の基準、事業計画の提出等)
- ・指定管理者が行う管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件等)
- ・指定管理者の業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、使用許可等)

②指定管理者の指定の手續(法第 244 条の 2 第 5 項、第 6 項)

①の条例に従い、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定する。

③利用料金制(法第 244 条の 2 第 8 項、第 9 項)

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる。

④事業報告書の提出(法第 244 条の 2 第 7 項)

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出しなければならない。

(これにより地方公共団体は、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握)

⑤地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令(法第 244 条の 2 第 10 項、

第 11 項)

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示をすることができる。指定管理者が指示に従わない場合等指定管理者として管理を継続することが不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令することができる。

県では、この規定に基づき指定管理制度を導入する際の事務手続及び導入後の運営に関する基本的事項を取りまとめた「指定管理者制度導入及び運営に係るガイドライン」を作成し、指定管理制度を導入する施設の所管部局が、ガイドラインに沿って指定管理者の指定手続の透明性と公平性の確保を図るとともに、導入後の適切な運用に十分留意し、効率的・効果的な施設運営と県民サービスの向上に努めるものとしています。

このガイドラインの構成は、以下のとおりとなっています。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 第 1 ガイドラインの趣旨 | 第 4 指定管理者の指定 |
| 第 2 制度の趣旨と導入の検討等 | 1 県議会による指定の議決 |
| 1 制度の趣旨 | 2 指定の公示 |
| 2 制度の特徴 | 3 協定の締結 |
| 3 導入の検討 | 第 5 導入後の管理運営状況の検証等 |
| 4 基本的事項 | 1 経営目標の明確化 |
| (1) 指定の期間 | 2 モニタリングの実施 |
| (2) 予算措置 | (1) モニタリングの目的 |
| (3) 使用許可 | (2) モニタリングの具体的手法 |
| (4) 利用料金 | (3) モニタリング結果の公表 |
| (5) 収益の取扱い | (4) 事業中断の防止 |
| (6) 関係条例の整備 | 3 是正の指示等 |
| 第 3 指定管理候補者の決定 | 第 6 指定管理者制度運用に関する留意事項 |
| 1 公募による選定 | 1 修繕の費用負担 |
| 2 公募の手続き | 2 備品の所有権 |
| (1) 募集方法 | 3 事業所税の取扱い |
| (2) 申請資格 | 4 自主財源の確保 |
| (3) 募集期間 | 5 安全管理、危機管理及び事故等の防止 |
| (4) 募集要項、業務仕様書の作成等 | 6 大規模災害等発生時の対応 |
| (5) 審査会の意見聴取 | 7 リスクの分担 |
| (6) 現地説明会の開催等 | 8 指定管理者が変更となる場合 |
| (7) 参加意思表明書の提出 | (1) 円滑な業務引継ぎ |
| (8) 申請書類の提出 | (2) 利用料金の帰属 |

- 3 指定管理候補予定者の選定
 - (1) 審査会の任務
 - (2) 審査会の構成
 - (3) 設置の時期
 - (4) 選定方法
 - (5) 指定管理候補予定者の選定
 - (6) 審査会の公開
 - (7) 選定の特例
- 4 指定管理候補者の決定及び公表
 - (1) 指定管理候補者の決定
 - (2) 指定管理候補者の公表

(5) 指定管理制度運用の流れ

指定管理者の募集、指定管理者による管理の各段階で、次ページの図に記載の書類等が、施設所管課と指定管理者（募集段階では指定管理者応募者）との間でやり取りされます。また、県民に対して県のホームページで施設所管課作成の「指定管理者運営状況検証シート」で状況が公開されています。

		作成・交付等される書類	実施される項目	
指定管理者の募集段階		募集要項		
		業務仕様書		
			現地説明会	
		申請書類		
			審査会	
			議会での指定の議決	
		基本協定書		
指定管理者による管理段階		年度別協定書		
		事業計画書		
	モニタリング	定期モニタリング	事業報告書(月次)	
			事業報告書(年次)	
	随時			現地確認
				セルフモニタリング
				県民の意見の把握
	結果の公表		指定管理者運営状況検証シート	

第3 監査の結果及び意見（総括）

1. 総括

監査の結果、「2. 指摘事項及び意見の一覧」のとおり4項目の指摘事項を発見し、94項目の意見を報告します。その中で主なものについては、「3. 重要な監査の結果及び意見の要約」として内容別にまとめて記載しています。大きな項目として、「(1) 経営目標の取扱いについて」、「(2) 管理運営の収支状況の把握について」、「(3) 施設・備品の管理について」、「(4) 第三者委託について」、及び「(5) その他」にまとめ、その中に数種類の小さな項目を設けて整理しています。

これらの指摘・意見の報告内容を指定管理施設に係る業務に活かして頂くことで、県・指定管理者双方の役割分担がさらに明確になり、より経済的、効率的な施設運営につなげることができるのではないかと思います。

また、意見に至らない、所感として、指定管理施設については、「収支相応の収支状況の報告等について」、「自主事業の定義について」、「指定管理者に対する管理運営の知見の共有について」の3点を、直営施設については、「定期的なあり方見直しについて」、「NPO法人等との協働について」の2点を挙げておきたいと思います。

《指定管理施設についての所感》

● 収支相応の収支状況の報告等について

指定管理者の計画及び報告で、収支差額が0もしくは差額が僅少なものが多く見受けられます。今回対象とした令和2年度が、新型コロナウイルスの影響で利用料が極端に減少し、委託費の増額を行った影響もあったものと考えますが、過去、他県において指定管理者制度をテーマとした包括外部監査でも、この点を指摘したものが多くあります。

行政では、旧民法第648条が、特約ある場合を例外として、受任者の報酬請求権を否定していたことも影響し、委託料の支払で利益を認めなかった（一般管理費相当額で代替）経緯もあるようです。また、指定管理者として実際の施設運営に携わっている団体が集まって設立された一般社団法人 指定管理者協会の報告書でも「収支報告ではなぜか「利益」の記載を好ましくないとする自治体も存在します。」「指定管理者側は利益や間接経費を人件費等に算入するなどして「見える化」に逆行する状況になっております。」等の問題提起をして指定管理者制度の適正利益についての提言を行っています。

県のガイドラインでは「経営努力の結果が報われるものとするよう留意する」とあり、利益の性質を有する収支差額を否定したものはなっておりませんが、結果としての収支報告がそのガイドラインを反映したものになるよう、引き続き施設所管課の適切な運営を期待します。

● 自主事業の定義について

多くの指定管理者との間で締結された基本協定書に、自主事業について「・・・自らの責任と費用により・・・自主事業を実施することができるものとする。」との規定がありました。指定管理者の自主事業より生じた損失は、県からの委託料が充当されるべきでないという趣旨だと理解し監査しました。結果として問題となるような事例は検出されませんでした。が、「自主事業」とは何か判断が難しい例がありました。

指定管理者の行う事業と自主事業の定義に加え、仕様書、事業計画書、事業報告書それぞれで事業の位置づけを明確にし、収支の状況でも関連性を明確にすることが望ましいと考えており、たとえば、北九州市の指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者の行う事業を以下のように整理し「自主事業」を明確に定義していますので、参考にして頂きたいです。

=====

指定管理者が行うことができる事業は、以下に分類される。

I. 協定書記載の業務

指定管理業務（設置目的内）

ア. 本市が仕様書に掲げた業務

イ. 提案事業（指定管理者が企画した業務）

II. 協定書記載以外の業務

自主事業（指定管理者が企画した業務）

ウ. 設置目的内⇒施設の使用許可による事業

※協定書を変更し指定管理業務に加えた場合はイとなる

エ. 設置目的外⇒施設の目的外使用許可による事業

=====

● 指定管理者に対する管理運営の知見の共有

県によると、各指定管理施設の施設所管課間の定期的な情報共有の場は制度として設けられていないとのことでした。

県には多数の指定管理施設及び施設所管課があり、平成16年の指定管理者制度導入から一定の年数が経過しているところ、施設所管課において指定管理者に対する管理運営の知見の蓄積があると思われます。

定期的な会議等の開催により、指定管理者に対する管理運営に関する情報及び知見の共有を図ることが望ましいです。

《直営施設についての所感》

● 定期的なあり方見直しについて

監査対象とした5施設では、平成19年度のあり方見直し時点と状況の変化は大きいものでした。他の直営施設でも状況の変化は大きいのではないかと思います。定期的、少なくとも10年程度のサイクルで、外部の有識者を交えた審議会を開催し、あり方を検討するこ

とは有意義であると思います。

● NPO 法人等との協働について

第六次愛媛県長期計画の第 3 期アクションプログラムに、施策 17 未来につなぐ協働のきずなづくりとして、「県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。……こうした中、地域住民や NPO、企業など地域における多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動が重要」とあります。公の施設の運営にあたっては、NPO 法人等との協働を推進するため、定期的な意見交換、協働の余地がないかを積極的に検討していくことが有意義であると思います。

2. 指摘事項及び意見の一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりです。下表の「No」は指摘事項又は意見に付したものです。

指摘事項			
No	要約 No	施設名	タイトル
1	(1)①	16.テクノプラザ愛媛	数値目標としての経営目標の設定について
2	(1)②	16.テクノプラザ愛媛	経営目標の設定の協議について
3	(1)①	18.松山観光港ターミナル	数値目標としての経営目標の設定について
4	(1)①	21.愛媛県総合運動公園	数値目標としての経営目標の設定について

意見			
No	要約 No	施設名	タイトル
1	(1)③	1.愛媛県武道館	経営目標の達成状況の記載について
2		1.愛媛県武道館	年次報告書の記載様式について
3	(4)②	1.愛媛県武道館	第三者委託実施の事前承諾について
4	(2)①	1.愛媛県武道館	管理運営の収支状況の勘定科目について
5	(3)②	1.愛媛県武道館	備品実査結果の報告について
6		1.愛媛県武道館	定期モニタリング、現地確認の手続き等について
7	(2)②	2.愛媛県県民文化会館	管理運営の収支状況の予実差異分析について

意見			
No	要約 No	施設名	タイトル
8		2.愛媛県県民文化会館	現地確認結果の共有について
9		2.愛媛県県民文化会館	定期モニタリング、現地確認の書類等について
10	(4)③	3.愛媛県生活文化センター	第三者委託概要の記載について
11	(2)②	3.愛媛県生活文化センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
12		3.愛媛県生活文化センター	現地確認結果の共有について
13	(3)②	3.愛媛県生活文化センター	備品実査結果の報告について
14		3.愛媛県生活文化センター	定期モニタリング、現地確認の書類等について
15		3.愛媛県生活文化センター	指定管理者による補填額の記載方法について
16	(4)③	4.萬翠荘	第三者委託概要の記載について
17	(2)②	4.萬翠荘	管理運営の収支状況の予実差異分析について
18		4.萬翠荘	現地確認結果の共有について
19	(3)②	4.萬翠荘	備品実査結果の報告について
20		4.萬翠荘	定期モニタリング、現地確認の書類等について
21	(2)②	6.愛媛県体験型環境学習センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
22	(2)②	7.愛媛県総合社会福祉会館	管理運営の収支状況の予実差異分析について
23		7.愛媛県総合社会福祉会館	クレーム、苦情等の取扱いについて
24	(2)②	9.えひめこどもの城	管理運営の収支状況の予実差異分析について
25		9.えひめこどもの城	利用者の声の取扱いについて
26	(1)③	10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	経営目標の年次・月次報告書での把握について
27	(2)②	10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
28	(3)①	10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	管理運営状況の把握について
29		10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	指定管理者の管理運営費用について
30	(2)②	11.愛媛県身体障がい者福祉センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
31		11.愛媛県身体障がい者福祉センター	現地確認結果の共有について
32	(3)①	11.愛媛県身体障がい者福祉センター	管理運営状況の把握について

意見			
No	要約 No	施設名	タイトル
33		11.愛媛県身体障がい者福祉センター	指定管理者の管理運営費用について
34	(1)③	12.愛媛県障がい者更生センター	経営目標の達成状況の記載について
35	(2)②	12.愛媛県障がい者更生センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
36		12.愛媛県障がい者更生センター	現地確認結果の共有について
37	(3)①	12.愛媛県障がい者更生センター	管理運営状況の把握について
38		12.愛媛県障がい者更生センター	利用料金の取扱いについて
39		12.愛媛県障がい者更生センター	指定管理者の管理運営費用について
40	(2)②	13.愛媛県視聴覚福祉センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
41		13.愛媛県視聴覚福祉センター	現地確認結果の共有について
42	(3)①	13.愛媛県視聴覚福祉センター	管理運営状況の把握について
43		13.愛媛県視聴覚福祉センター	指定管理者の管理運営費用について
44	(1)③	14.愛媛県在宅介護研修センター	経営目標の達成状況の記載について
45	(4)②	14.愛媛県在宅介護研修センター	第三者委託実施の事前承諾について
46	(4)③	14.愛媛県在宅介護研修センター	第三者委託概要の記載について
47	(2)①	14.愛媛県在宅介護研修センター	管理運営の収支状況の勘定科目について
48	(2)②	14.愛媛県在宅介護研修センター	管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について
49	(3)③	14.愛媛県在宅介護研修センター	専門部署による施設管理への関与について
50	(4)①	15.愛媛国際貿易センター	第三者委託の例外規定について
51	(4)③	15.愛媛国際貿易センター	第三者委託概要の記載について
52		15.愛媛国際貿易センター	年次報告書の記載様式について
53		15.愛媛国際貿易センター	現地確認結果の共有について
54	(3)②	15.愛媛国際貿易センター	備品実査結果の報告について
55		15.愛媛国際貿易センター	定期モニタリング、現地確認の書類等について
56	(1)③	16.テクノプラザ愛媛	経営目標の達成状況の記載について
57	(1)②	16.テクノプラザ愛媛	経営目標の設定内容について

意見			
No	要約 No	施設名	タイトル
58	(4)②	16.テクノプラザ愛媛	第三者委託実施の事前承諾について
59	(4)③	16.テクノプラザ愛媛	第三者委託概要の記載について
60	(2)②	16.テクノプラザ愛媛	管理運営の収支状況の予実差異分析について
61	(2)③	16.テクノプラザ愛媛	管理運営の収支状況の検証について
62		16.テクノプラザ愛媛	現地確認結果の共有について
63	(3)②	16.テクノプラザ愛媛	備品実査結果の報告について
64		16.テクノプラザ愛媛	定期モニタリング、現地確認の手続き等について
65	(1)③	17.えひめ森林公園	経営目標の達成状況の記載について
66	(4)③	17.えひめ森林公園	第三者委託概要の記載について
67	(2)②	17.えひめ森林公園	管理運営の収支状況の予実差異分析について
68	(3)②	17.えひめ森林公園	備品実査結果の報告について
69	(1)③	18.松山観光港ターミナル	経営目標の達成状況の記載について
70	(4)②	18.松山観光港ターミナル	第三者委託実施の事前承諾について
71	(4)③	18.松山観光港ターミナル	第三者委託概要の記載について
72	(3)②	18.松山観光港ターミナル	備品実査結果の報告について
73		18.松山観光港ターミナル	定期モニタリング、現地確認の手続き等について
74		18.松山観光港ターミナル	アンケートのフィードバックについて
75	(2)②	19.南予レクリエーション都市公園	管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について
76		19.南予レクリエーション都市公園	クレーム、苦情等の取扱いについて
77	(1)①	20.道後公園	数値目標としての経営目標の設定について
78	(4)③	20.道後公園	第三者委託概要の記載について
79	(1)③	21.愛媛県総合運動公園	経営目標の月次状況の把握について
80	(2)②	21.愛媛県総合運動公園	管理運営の収支状況の予実差異分析について
81		21.愛媛県総合運動公園	年次報告書の記載様式について
82		22.とべ動物園	利用料金の取扱いについて

意見			
No	要約 No	施設名	タイトル
83		22.とべ動物園	アンケートの実施について
84	(2)②	22.とべ動物園	管理運営の収支状況の予実差異分析について
85		23.愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター	事業計画書における収支計画の施設別の記載の必要性について
86	(3)②	23.愛媛県生涯学習センター	物品管理に関する手続きの見直しについて
87	(2)③	24.愛媛県総合科学博物館	管理運営の収支状況の検証について
88	(2)③	25.愛媛県歴史文化博物館	管理運営の収支状況の検証について
89	(1)①	26.県営住宅(中予地方局管内)	数値目標としての経営目標の設定について
90	(4)③	26.県営住宅(中予地方局管内)	第三者委託概要の記載について
91	(2)②	26.県営住宅(中予地方局管内)	管理運営の収支状況の予実差異分析について
92	(5)①	指定管理施設全般	指定管理者の本部等所在地の問題について
93	(5)②	指定管理施設全般	情報開示の拡充について
94	(3)②	指定管理施設全般	購入物品の管理について

3. 監査の結果及び意見の要約

指摘事項及び意見の一覧のうち、主な事項を以下に要約しました。

(1) 経営目標の取扱いについて

① 数値目標としての経営目標の設定について

指摘	意見	施設名	タイトル
1		16.テクノプラザ愛媛	数値目標としての経営目標の設定について
3		18.松山観光港ターミナル	数値目標としての経営目標の設定について
	77	20.道後公園	数値目標としての経営目標の設定について
4		21.愛媛県総合運動公園	数値目標としての経営目標の設定について
	89	26.県営住宅(中予地方局管内)	数値目標としての経営目標の設定について

数値目標としての経営目標は、指定管理者の経営努力を評価し、ひいては指定管理制度の趣旨を充足するために重要な指標です。経営目標が定性的なものだけとなると、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となる点が問題です。

② 経営目標の設定に関連して

指摘	意見	施設名	タイトル
2		16.テクノプラザ愛媛	経営目標の設定の協議について
	57	16.テクノプラザ愛媛	経営目標の設定内容について

県と指定管理者は、外部環境及び内部環境の変化を踏まえた経営課題解消のための経営目標設定のために、適時適切な協議を行うべきです。

③ 経営目標の達成状況の把握・検討について

指摘	意見	施設名	タイトル
	1	1.愛媛県武道館	経営目標の達成状況の記載について
	26	10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	経営目標の年次・月次報告書での把握について
	34	12.愛媛県障がい者更生センター	経営目標の達成状況の記載について
	44	14.愛媛県在宅介護研修センター	経営目標の達成状況の記載について
	56	16.テクノプラザ愛媛	経営目標の達成状況の記載について
	65	17.えひめ森林公園	経営目標の達成状況の記載について

指摘	意見	施設名	タイトル
	69	18.松山観光港ターミナル	経営目標の達成状況の記載について
	79	21.愛媛県総合運動公園	経営目標の月次状況の把握について

数値による経営目標について、月次報告書で進捗状況を把握するとともに、年次報告書で、達成又は未達成の原因分析とともに報告を求め、次期以降の数値による経営目標設定に活用することが望ましいです。

(2) 管理運営の収支状況の把握について

① 管理運営の収支状況の勘定科目について

指摘	意見	施設名	タイトル
	4	1.愛媛県武道館	管理運営の収支状況の勘定科目について
	47	14.愛媛県在宅介護研修センター	管理運営の収支状況の勘定科目について

管理運営の実態把握が容易となるように、適切な勘定科目の設定や事業計画書と年次報告書の様式を定めることが望ましいです。

② 管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について

指摘	意見	施設名	タイトル
	7	2.愛媛県県民文化会館	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	11	3.愛媛県生活文化センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	17	4.萬翠荘	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	21	6.愛媛県体験型環境学習センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	22	7.愛媛県総合社会福祉会館	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	24	9.えひめこどもの城	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	27	10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	30	11.愛媛県身体障がい者福祉センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	35	12.愛媛県障がい者更生センター	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	40	13.愛媛県視聴覚福祉セン	管理運営の収支状況の予実差異分析について

指摘	意見	施設名	タイトル
		ター	
	48	14.愛媛県在宅介護研修センター	管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について
	60	16.テクノプラザ愛媛	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	67	17.えひめ森林公園	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	75	19.南予レクリエーション都市公園	管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について
	80	21.愛媛県総合運動公園	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	84	22.とべ動物園	管理運営の収支状況の予実差異分析について
	91	26.県営住宅(中予地方局管内)	管理運営の収支状況の予実差異分析について

管理運営の収支状況の報告は、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載の上差異理由を記載する様式とすることが望ましいです。適切な管理を行う指定管理者であれば、差異の適切な分析、把握を行っているはずで、県は、その結果を活用することが望ましいです。

③ 管理運営の収支状況の検証について

指摘	意見	施設名	タイトル
	61	16.テクノプラザ愛媛	管理運営の収支状況の検証について
	87	24.愛媛県総合科学博物館	管理運営の収支状況の検証について
	88	25.愛媛県歴史文化博物館	管理運営の収支状況の検証について

管理運営の収支状況について、指定管理者からの報告を受けた上で、内容が不明な点等、収支報告の妥当性を検証することが望ましいです。

(3) 施設・備品の管理について

① 施設の管理状況の把握について

指摘	意見	施設名	タイトル
	28	10.愛媛県立愛媛母子生活支援センター	管理運営状況の把握について
	32	11.愛媛県身体障がい者福祉センター	管理運営状況の把握について

指摘	意見	施設名	タイトル
	37	12.愛媛県障がい者更生センター	管理運営状況の把握について
	42	13.愛媛県視聴覚福祉センター	管理運営状況の把握について

事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告は、実施したのか否か、いつ実施したものなのかについて明確な記載を求め、適切な管理を行っているかどうかを判断することが望ましいです。

② 備品管理について

指摘	意見	施設名	タイトル
	5	1.愛媛県武道館	備品実査結果の報告について
	13	3.愛媛県生活文化センター	備品実査結果の報告について
	19	4.萬翠荘	備品実査結果の報告について
	54	15.愛媛国際貿易センター	備品実査結果の報告について
	63	16.テクノプラザ愛媛	備品実査結果の報告について
	68	17.えひめ森林公園	備品実査結果の報告について
	72	18.松山観光港ターミナル	備品実査結果の報告について
	86	23.愛媛県生涯学習センター	物品管理に関する手続きの見直しについて
	94	指定管理施設全般	購入物品の管理について

指定管理者が購入した備品等は、県の委託費を原資として購入したものであり、適切な管理が必要です。年次報告で備品台帳の提出を求めるような協定書を締結するとともに指定管理者が実施する備品実査に関しても、県が適切な関与をすることが望ましいです。

③ 専門部署による施設管理への関与について

指摘	意見	施設名	タイトル
	49	14.愛媛県在宅介護研修センター	専門部署による施設管理への関与について

指定管理施設の維持管理計画は、県の施設所管課と指定管理者の協議のみならず、施設の設備修繕を含む維持管理に知見を有する専門性の高い部署が関与することが望ましいです。

(4) 第三者委託について

① 第三者委託の例外規定について

指摘	意見	施設名	タイトル
	50	15.愛媛国際貿易センター	第三者委託の例外規定について

第三者委託に関し、事業計画書に如何なる水準でどのような情報の記載を求めるかについて、協定書に明記し、第三者委託についての県による事前のモニタリングが形骸化しないようにしておくことが望ましいです。

② 第三者委託実施の事前承認について

指摘	意見	施設名	タイトル
	3	1.愛媛県武道館	第三者委託実施の事前承諾について
	45	14.愛媛県在宅介護研修センター	第三者委託実施の事前承諾について
	58	16.テクノプラザ愛媛	第三者委託実施の事前承諾について
	70	18.松山観光港ターミナル	第三者委託実施の事前承諾について

第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基づき、第三者委託の可否の審査をし、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでしたが、基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。

また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。

③ 第三者委託概要の記載について

指摘	意見	施設名	タイトル
	10	3.愛媛県生活文化センター	第三者委託概要の記載について
	16	4.萬翠荘	第三者委託概要の記載について
	46	14.愛媛県在宅介護研修センター	第三者委託概要の記載について
	51	15.愛媛国際貿易センター	第三者委託概要の記載について
	59	16.テクノプラザ愛媛	第三者委託概要の記載について
	66	17.えひめ森林公園	第三者委託概要の記載について
	71	18.松山観光港ターミナル	第三者委託概要の記載について

指摘	意見	施設名	タイトル
	78	20.道後公園	第三者委託概要の記載について
	90	26.県営住宅(中予地方局管内)	第三者委託概要の記載について

事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

(5) その他

① 指定管理者の本部等所在地の問題について

指摘	意見	施設名	タイトル
	92	指定管理施設全般	指定管理者の本部等所在地の問題について

指定管理者の一部に、本部等所在地を指定管理者となっている公の施設の所在地としている団体があります。

公の施設の管理に付随する本部業務を当該施設の用途又は目的に基づく使用に含めるか否かの判断については、各施設の所管課が公の施設の設置条例に規定された施設の設置目的に照らして個別に行っており、目的外使用部分があると施設所管課が判断した施設については、行政財産の使用料を徴収しています。

しかし、当該指定管理者には本部業務のみを担当する役員等は居ないため目的外使用はないと判断している施設がある等、施設所管課により目的外使用及び目的外使用部分の判断には差があります。また、行政財産の使用料は、固定資産税相当額となる計算方法で決められることとなっており、極めて安い額であり、民間の賃貸物件や自社物件で本部等を用意することで必要となる費用と相当額の差があると思います。

この差額相当の便益を指定管理者が受けている状況は違和感があります。少なくとも、指定管理者公募に応募を検討する事業者間での公平が担保されるよう、新規応募を検討する事業者がそのような便益を得られることを理解し、収支の適切な見通しが立てられるよう、本部等を指定管理施設とすることが可能であること及びその際の使用料負担額を仕様書等に記載することが望ましいと思います。

② 情報開示の拡充について

指摘	意見	施設名	タイトル
	93	指定管理施設全般	情報開示の拡充について

「経費の縮減」が指定管理者制度の導入された目的の一つとされています。指定管理者制度が導入され年月が経過すると、直営の場合と比較して、経費の縮減が出来ているかどうかを判断することは不可能となります。しかし、公募によって競争原理が働く制度とすることで「経費の縮減」が図られていると言えると思います。

適切な運営コスト（指定管理者の利益を含め）以上の費用を使っている指定管理者が行っているとすると、それを縮減し、より良い運営ができると考えた事業者が次の公募に参加してくる、そして、そのような能力を有する事業者が指定管理者に選定される。このような競争原理が働く制度が整備されていることで、指定管理者制度は「経費の縮減」につながる制度と言えるのだと思います。競争原理が働くためには、現指定管理者が行っている事業内容と経理の状況等の十分な情報開示が必要です。

指定管理者運営状況検討シートでの開示内容を拡充すべきであると思います。施設所管課が報告を受ける年次報告書のようなレベルで事業の実施、経理の状況等を開示し、指定管理者公募に応募する団体等が適切な判断が可能となるような情報を開示することが望ましいです。

第4 指定管理施設についての監査結果及び意見

1. 愛媛県武道館

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県武道館
所在地	愛媛県松山市市坪西町 551 番地
設置年月日	平成 15 年 10 月 1 日
設置目的	武道その他のスポーツの振興を図るとともに、広く県民の心身の健全な発達に寄与するために必要なスポーツ行事の実施、施設の提供、県民の体力の保持及び増進に関する相談、指導を行う施設として設置
施設内容	主道場（柔道場又は剣道場 8 面設置可能・多目的利用可能、観客席 2 階 2,932 席・1 階フロア臨時席約 3,600 席設置可能）、柔道場（3 面、観客席 278 席）、剣道場（3 面、観客席 278 席）、副道場（各種武道場 2 面、観客席 132 席）、トレーニング室、会議室（3 室）、駐車場（219 台）
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団
代表者	代表理事（理事長） 高橋 祐二
所在地	愛媛県松山市市坪西町 551 番地
指定管理者が行う業務	①スポーツ行事等事業の実施 ②利用許可、利用料金の設定 ③利用料金の收受 ④利用の促進 ⑤施設等の維持管理 ⑥その他必要な管理運営

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	148,192	149,452	※ 148,826

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 29,347 千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	311,969	330,899	123,877
利用料金収入(千円)	47,682	72,702	19,982

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	217,375	227,498	10,123
指定管理料	148,826	178,173	29,347
修繕委託料	-	5,601	5,601
新型コロナウイルス感染症防止対策事業委託料	-	17,584	17,584
施設等利用料金収入	56,599	19,989	△36,610
スポーツ事業収入	7,430	3,713	△3,717
その他収入	4,520	2,438	△2,082
支出の部	217,375	227,498	10,123
スポーツ事業の実施に関する業務経費	7,675	3,056	△4,619
施設等の利用に関する業務経費	955	143	△812
施設等の維持管理に関する経費	65,956	79,166	13,210
管理運営業務経費	87,243	80,047	△7,196

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
その他の管理運営 に必要な業務経費	39,908	33,457	△6,451
新型コロナウイルス 感染防止対策事 業	-	17,584	17,584
その他必要な経費	15,638	14,045	△1,593
収支差額	-	-	-

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 経営目標の達成状況の記載について（意見1）

基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。

県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。

② 年次報告書の記載様式について（意見2）

年次報告書の記載項目は、基本協定書に従って網羅的なものとなっていました。しかしながら、年次報告書と事業計画書を対比したところ、計画のとおり業務が実施されたのか否かについて明瞭でない部分がありました。

仕様書に基づく業務範囲及び業務水準が事業計画書で計画され、計画された業務が実際に実施されているか否かを事後的に検証しやすくするため、年次報告書の記載様式を見直すことが望ましいです。

例えば、年次報告書に事業計画書の記載を再掲したうえで、実施結果を記載することが考えられます。また、仕様書、事業計画書と年次報告書の3種の書類について、項目レベルで整合した構成とすることなども考えられます。

③ 第三者委託実施の事前承諾について（意見3）

県によると、基本協定書第11条第1項の規定に基づき、第三者委託に係る承認申請を受け、指定管理者の事業計画書に記載された情報を参考に第三者委託の可否の審査をしているということでした。

基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討することが望ましいです。

また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。

④ 管理運営の収支状況の勘定科目について（意見 4）

県によると、管理運営状況の収支状況の「その他必要な経費」14,045千円のうち、「租税公課」が7,326千円を占めるということです。

支出内容の適切な把握及び分析のために、金額の多額なものは個別の勘定科目により別に掲記することが望ましいです。

⑤ 備品実査結果の報告について（意見 5）

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、指定管理者からの口頭による報告を受領しているとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント（指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること）を実施することが望ましいです。

立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。

⑥ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 6）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

2. 愛媛県県民文化会館

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県県民文化会館
所在地	愛媛県松山市道後町2丁目5番1号
設置年月日	昭和61年4月13日
設置目的	県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する。
施設内容	メインホール（2,725席）、サブホール（912席）、多目的ホール

	(真珠の間)、リハーサル室(4室)、楽屋(27室)、会議室(9室)、別館会議室(11室)、駐車場(303台)
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	公益財団法人 愛媛県文化振興財団
代表者	代表理事(理事長) 土居 英雄
所在地	愛媛県松山市道後町2丁目5番1号
指定管理者が行う業務	①会館の事業の実施に関する業務 ②会館の利用の許可に関する業務 ③会館の利用に係る料金の収受に関する業務 ④会館の利用の促進に関する業務 ⑤会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	145,617	139,952	※ 142,909

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額101,279千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	650,400	98,270	89,430
利用料金収入(千円)	161,867	9,508	36,997

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	361,490	286,666	△74,824
指定管理料	142,909	142,909	-
その他の県委託料	-	105,414	105,414
施設等利用料金収入	155,638	31,105	△124,533
駐車場利用料金収入	45,218	5,892	△39,326
文化事業収入	15,925	639	△15,286
その他の収入	1,800	707	△1,093
支出の部	361,490	286,666	△74,824
施設等の利用に関する業務経費	25,762	5,240	△20,522
施設等の維持管理に関する経費	153,764	149,752	△4,012
管理運営に必要な業務経費	106,185	77,626	△28,559
その他の管理運営に必要な業務経費	68,180	48,066	△20,114
その他必要な経費	7,599	5,982	△1,617
収支差額	-	-	-

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見7）

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

② 現地確認結果の共有について（意見8）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。

③ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 9）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

3. 愛媛県生活文化センター

(1) 施設の概要

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

名称	愛媛県生活文化センター
所在地	愛媛県松山市北持田町 139 番地 2
設置年月日	昭和 51 年 2 月 1 日
設置目的	県民の生活文化の向上を目的とする各種行事又は集会の用に供する。
施設内容	大広間(152 畳)、第 1 研修室(100 人)、第 2 研修室(80 人)、第 3 研修室(20 人)、調理研修室(30 人)、和室(8 室)、茶室「和松庵」(8 畳・4 畳半)、中会議室(16 人)、小会議室(12 人)、駐車場 50 台
利用料金等	利用料金制を採用している

（出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート）

(2) 指定管理者について

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	株式会社ウイン
代表者	代表取締役 村上 道照
所在地	愛媛県松山市二番町三丁目 6 番地 5
指定管理者が行う業務	①センターの事業の実施に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④センターの利用の促進に関する業務 ⑤センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

（出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート等）

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	13,055	13,653	※ 13,477

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 6,700 千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	114,315	107,915	54,206
利用料金収入(千円)	16,511	16,079	10,864

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	32,812	34,874	2,062
指定管理料	13,477	20,339	6,862
施設等利用料金収入	17,295	10,865	△6,430
文化事業収入	1,711	1,318	△393
その他収入	329	2,352	2,023
支出の部	32,812	34,874	2,062
センターの利用に関する業務経費	1,624	1,588	△36
センターの維持管理に関する経費	5,154	5,477	323
センターの管理運営に必要な業務経費	16,380	18,529	2,149
その他センターの管理運営に必要な業務経費	8,422	7,873	△549

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
その他必要な経費	1,232	1,407	175
収支差額	-	-	-

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 第三者委託概要の記載について（意見 10）

事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

② 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見 11）

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

③ 現地確認結果の共有について（意見 12）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。

④ 備品実査結果の報告について（意見 13）

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント（指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること）を実施することが望ましいです。

立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。

⑤ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 14）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

⑥ 指定管理者による補填額の記載方法について（意見 15）

管理運営の収支状況について、収支差額がゼロとなっていました。県によると、実際は収支差額がマイナスであり、「その他の収入」に指定管理者による補填額 2,149 千円を計上しているため、形式的には収支差額がゼロとなっているとのことです。

経費の縮減が図られているのか、効率的、効果的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収支の把握が重要です。

収支差額がマイナスとなる場合、指定管理者の補填額を「その他の収入」に計上するのではなく、マイナスの収支差額を記載したうえで、指定管理者が補填していることをわかるように明記することが望ましいです。

4. 萬翠荘

(1) 施設の概要

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	萬翠荘
所在地	愛媛県松山市一番町三丁目 3 番地 7
設置年月日	大正 11 年
設置目的	萬翠荘の公開 県民の文化の振興を図るため、各種の行事又は集会の用に供する
施設内容	展示室 (9 室)、駐車場 (約 20 台)
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	株式会社ウイン

代表者	代表取締役 村上 道照
所在地	愛媛県松山市二番町三丁目6番地5
指定管理者が行う業務	①萬翠荘の事業の実施に関する業務 ②萬翠荘の利用の許可に関する業務 ③萬翠荘の利用に係る料金の収受に関する業務 ④萬翠荘の利用の促進に関する業務 ⑤萬翠荘の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	14,624	16,827	※ 16,811

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額1,075千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	142,725	130,315	26,573
利用料金収入(千円)	2,230	2,271	1,020

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	32,026	25,803	△6,223
指定管理料	16,811	17,937	1,126
施設等利用料金収入	2,220	1,020	△1,200
文化事業収入	10,315	5,847	△4,468
その他収入	2,680	999	△1,681
支出の部	33,414	27,191	△6,223
萬翠荘の利用に関	3,095	463	△2,632

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
する業務経費			
萬翠荘の維持管理に関する経費	4,008	2,330	△1,678
萬翠荘の管理運営に必要な業務経費	19,311	19,471	160
その他萬翠荘の管理運営に必要な業務経費	5,428	3,644	△1,784
その他必要な経費	1,572	1,283	△289
収支差額	△1,388	△1,388	-

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 第三者委託概要の記載について (意見 16)

事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

② 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 17)

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

③ 現地確認結果の共有について (意見 18)

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。

④ 備品実査結果の報告について（意見 19）

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント（指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること）を実施することが望ましいです。

立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。

⑤ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 20）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

5. 愛媛県男女共同参画センター

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県男女共同参画センター
所在地	松山市山越町 450 番地
設置年月日	昭和 62 年 11 月 1 日
設置目的	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、被害者に関する各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。
施設内容	(1 階) 多目的ホール、ワーキングルーム、団体連絡室、男女共同参画センター事務室、相談室等 (2 階) 第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 (円卓) 会議室、視聴覚室、図書情報資料室等 (3 階) レクリエーション室、研修室、和室、茶室、作業室等

	(その他) 駐車場(乗用車40台)、駐輪場等
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	公益財団法人 えひめ女性財団
代表者	理事長 田中チカ子
所在地	愛媛県松山市山越町450番地
指定管理者が行う業務	①センターの事業の実施に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④センターの利用の促進に関する業務 ⑤センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	63,594	64,988	※ 65,030

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額2,078千円は含まれない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	60,005	63,905	33,598
利用料金収入(千円)	10,143	11,110	8,350

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	75,876	88,988	13,112

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
指定管理料	65,030	67,108	2,078
その他委託料収入	—	13,108	13,108
施設利用料収入	10,200	8,349	△1,851
その他収入	646	422	△224
支出の部	75,876	89,813	13,937
事業実施に関する 業務経費	6,109	5,288	△821
施設等の維持管理 に関する経費	15,078	25,971	10,893
管理運営業務経費	54,688	54,487	△201
その他必要な経費	—	4,067	4,067
収支差額	—	△825	△825

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

6. 愛媛県体験型環境学習センター

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県体験型環境学習センター
所在地	松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内
設置年月日	平成15年4月22日
設置目的	県民の環境意識の向上を図るため、住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。
施設内容	エコ活動支援室、親子エコライフ室、展示ホール、展望デッキ、事務室
利用料金等	利用料金制を採用していない

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	伊予鉄総合企画株式会社
代表者	代表取締役社長 元屋地 裕之
所在地	愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 松山センタービル
指定管理者が行う業務	①センターの事業の実施に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③センターの施設の利用の促進に関する業務 ④センターの施設、付属設備等の維持管理に関する業務 ⑤その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	10,074	10,179	10,179

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	12,634	13,247	8,174

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	10,179	16,450	6,271
指定管理料	10,179	10,179	-
その他委託料収入	-	5,884	5,884
施設等利用料金収入	-	-	-
その他(イベント等参加料)収入	-	387	387
支出の部	10,179	15,740	5,561
エコライフ推進事業に関する業務経費	810	484	△326

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
施設等の利用に関する業務経費	65	22	△43
施設等の維持管理に関する経費	1,890	4,867	2,977
管理運営業務経費	6,334	6,801	467
その他の管理運営に必要な業務経費	1,080	730	△350
その他必要な経費	-	2,834	2,834
収支差額	-	710	710

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見 21）

年次報告書の管理運営の収支状況について、現在は、決算額のみを記載する様式となっています。当該施設の運営状況を適切に把握しようと思えば、予算額の記載や、実績との差異分析のコメントまで記載することが望ましいです。

当該施設の収支の規模は、(5)令和2年度の収支状況に記載のとおりですが、この収支規模を前提に差異分析を必要とする金額基準を定め、定量的な記載のみならず必要に応じて要因を記載できるような様式に見直すことが望ましいです。

7. 愛媛県総合社会福祉会館

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県総合社会福祉会館
所在地	松山市持田町三丁目8番15号
設置年月日	平成6年12月1日
設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。
施設内容	多目的ホール（定員300人）、研修室（定員100人）、視聴覚室（定員50人）、第1会議室（定員46人）、第2会議室（定員46人）、円卓会議室（定員28人）、託児室（定員児童約5人）、福祉サロン（定員20人）、ボランティア活動交流室（定員24

	人)
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
代表者	河田 正道
所在地	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号
指定管理者が行う業務	①介護に関する知識、技術及び機器の普及に関すること ②各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること ③その他必要なこと(①、②に関するもの) ④会館の利用の許可に関すること ⑤会館の利用に係る料金の収受に関すること ⑥会館の利用促進に関すること ⑦会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること ⑧その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	58,992	60,120	※ 60,062

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額2,721千円は含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	48,313	45,333	21,038
利用料金収入(千円)	5,970	5,913	3,711

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	66,581	160,175	93,594
指定管理料	60,062	62,783	2,721
その他委託料収入	—	93,681	93,681
施設等利用料金収入	6,518	3,711	△2,807
その他収入	1	—	△1
支出の部	66,581	160,175	93,594
事業実施に関する 業務経費	3,628	3,991	363
施設等の利用に関 する業務経費	374	222	△152
施設等の維持管理 に関する経費	21,256	118,673	97,417
管理運営業務経費	22,255	22,385	130
その他の管理運営 に必要な業務経費	13,015	10,063	△2,952
その他必要な経費	6,053	4,842	△1,211
収支差額	—	—	—

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 22)

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることができるよう様式を見直すことが望ましいです。

② クレーム、苦情等の取扱いについて (意見 23)

指定管理者からの月次報告書で、利用者等からのクレーム、苦情等の有無が明記されていないものが散見されました。

クレーム、苦情等は施設運営にとって、適切な運営をしていくために必要かつ重要な情報ですので、適時に漏れのない報告を求めることが重要だと思います。

指定管理者との間で、クレーム、苦情等を重視するとの共通認識を形成し、苦情等の有無を適切に報告するよう指導しておくことが望ましいです。

8. ファミリーハウスあい

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	ファミリーハウスあい
所在地	松山市室町74番地2
設置年月日	平成15年4月1日
設置目的	ファミリーハウスは、小児慢性特定疾患児等長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族が付き添いのために滞在できる宿泊施設であり、遠隔地から入院している児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
施設内容	宿泊室5室（和3、洋2）、プレイルーム
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ
代表者	理事長 檜垣 高史
所在地	愛媛県松山市室町74番地2
指定管理者が行う業務	①ファミリーハウスの事業の実施に関する業務 ②ファミリーハウスの利用の許可に関する業務 ③ファミリーハウスの利用に係る料金の収受に関する業務 ④ファミリーハウスの利用の促進に関する業務 ⑤ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	-	-	-

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

※指定管理料の支出はないため、記載を省略している。

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	2,795	2,600	1,403
利用料金収入(千円)	3,330	3,156	1,569

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	4,313	3,710	△603
指定管理料	-	-	-
施設等使用料収入	3,322	1,569	△1,753
その他収入	991	2,141	1,150
支出の部	4,313	3,450	△863
管理運営業務経費	3,866	3,006	△860
施設等の維持管理 に関する経費	212	211	△1
その他の経費	235	233	△2
収支差額	-	260	260

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

9. えひめこどもの城

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	えひめこどもの城
所在地	愛媛県松山市西野町乙 108 番地 1
設置年月日	平成 10 年 10 月 24 日
設置目的	子どもたちが豊かな自然環境の中で、仲間同士や家族等とのふれあいを通じて、遊び体験をはじめ、自然体験、社会・文化体験等さまざまな体験活動を行うことにより、創造性や自主性、社会性、豊かな感性等を育むことができるとともに、県下の児童館等児童関連施設のセンター機能や指導者の養成等を行う研究・養成機能を持つ総合的な拠点施設として設置
施設内容	・体験施設(31.2ha) ① こどものまちゾーン 大型児童館<1階:こどもタワー等、2階:多目的ホール等、3階:ワークショップ等、屋上:探索園> ② イベント広場ゾーン 芝生広場、くわがたのステージ、みずべのレストラン等 ③ 創造の丘ゾーン 創作工房、ハーブ園、花の丘等 ④ 冒険の丘ゾーン 冒険ステーション、四輪バギー、てっぺんとりで、ボブスレー、てんとう虫のモノレール等 ⑤ ふれあいの森ゾーン 森のとりで、森の広場、野鳥の森等 ・その他(駐車場:松山側駐車場(乗用車 395 台)、砥部側駐車場(乗用車 105 台))
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	伊予鉄総合企画株式会社
代表者	元屋地 裕之
所在地	愛媛県松山市三番町 4 丁目 9 番地 5
指定管理者が行う業務	1 事業の実施に関する業務 ①体験機会提供業務 ②遊具運行管理業務 ③活動支援業務 ④研究養成業務⑤その他の業務 2 施設等の利用に関する業務 ①施設等利用許可業務 ②利用促進業務

	<p>3 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>①施設保守管理業務 ②保守点検業務 ③建築物環境衛生管理業務 ④備品管理業務 ⑤植栽管理業務 ⑥清掃業務 ⑦保安警備業務 ⑧ 駐車場管理業務 ⑨その他の業務</p> <p>4 管理運營業務</p> <p>①事業計画書等の作成 ②事業報告書の作成 ③事業評価業務 ④ 関係機関との連絡調整 ⑤指定期間終了後の引継業務</p> <p>5 その他こどもの城の管理運営に必要な業務</p>
--	---

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	200,675	204,486	※ 205,061

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 14,294 千円及び漏水修繕業務の再委託 3,080 千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	365,250	336,530	191,380
利用料金収入(千円)	43,755	42,703	27,560

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	308,161	290,956	△17,205
県委託料収入	205,061	222,435	17,374
遊具等利用料収入	36,570	18,924	△17,646
駐車場利用料金収入	16,830	8,648	△8,182
イベント等参加料収入	8,300	4,676	△3,624
その他の収入	41,400	36,273	△5,127

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
支出の部	307,471	291,134	△16,337
事業の実施に関する業務経費	25,275	16,229	△9,046
施設等の利用に関する業務経費	7,110	3,075	△4,035
施設等の維持管理に関する業務経費	83,246	76,978	△6,268
管理運營業務経費	133,750	139,861	6,111
その他の管理運営に必要な業務経費	58,090	54,991	△3,099
収支差額	690	△178	△868

(出典：年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 24)

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

また、飲食・物販事業については、別途、収支状況が明確になる報告を受けるよう報告書の様式改善をすることが望ましいです。

② 利用者の声の取扱いについて (意見 25)

アンケートやメールによる投稿等利用者の声が数多く寄せられる施設です。これら利用者の声は、施設の問題を把握できる貴重な情報源であると共に、適切な対応が必要なものです。

アンケートを作る段階から県が関与する等、施設管理者の運営状況についての情報を引き出す工夫をした上で、施設管理者と施設所管課が適切な対応を行えるように、お客様の声(クレーム)対応マニュアルを整備していくことが望ましいです。

10. 愛媛県立愛媛母子生活支援センター

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県立愛媛母子生活支援センター
所在地	松山市道後今市 12 番 30 号
設置年月日	昭和 23 年 9 月 3 日 (平成 10 年 4 月 1 日現在地に改築移転)
設置目的	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立のためにその生活を支援することを目的とする。
施設内容	居室 21 室 (うち、バリアフリー室 1 室・緊急保護室 1 室) 集会学習室・カウンセリング室・事務室
利用料金等	採用していない。

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
代表者	理事長 神野 一仁
所在地	愛媛県松山市道後町 2-12-11
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・入所による保護 ・就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言等の生活指導 ・自立の促進のために必要な生活の支援 ・その他必要な業務

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	48,665	41,608	※ 42,400

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額はない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	91	78	92
利用料金収入(千円)	0	0	0

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	43,000	46,985	3,985
県委託料額収入	42,400	45,945	3,545
積立金取崩収入	600	-	△600
その他収入	-	39	39
支出の部	43,000	46,985	3,985
人件費	33,826	32,014	△1,812
管理費	2,819	7,525	4,706
事業費	4,355	5,446	1,091
経理区分間繰入金	2,000	2,000	-
支出			
収支差額	-	-	-

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 経営目標の年次・月次報告書での把握について (意見 26)

指定管理者は、事業計画書で経営目標を施設内行事の参加率とし参加率5割超を維持することを経営目標としていますが、年次・月次報告書で数値としての報告がありません、経営目標の達成状況を数値で報告を受けることが望ましいです。

② 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 27)

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。

③ 管理運営状況の把握について (意見 28)

事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのかが、明確な記載となっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。

④ 指定管理者の管理運営費用について（意見 29）

年次報告書の収支状況にその他必要な経費として 2,000 千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の 3 施設においても同様に 2,000 千円の支出がありました。この 2,000 千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000 千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。

11. 愛媛県身体障がい者福祉センター

(1) 施設の概要

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	愛媛県身体障がい者福祉センター
所在地	松山市道後町二丁目 12 番 11 号
設置年月日	昭和 57 年 10 月 1 日
設置目的	身体に障がいのある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練やスポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。
施設内容	相談室、診察室、機能回復訓練室、体育館、運動場、会議室、研修室
利用料金等	採用していない。

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
代表者	理事長 神野 一仁
所在地	愛媛県松山市道後町 2-12-11
指定管理者が行う業務	①身体障がい者福祉センターの事業の実施に関する業務 ②身体障がい者福祉センターの利用の許可に関する業務 ③身体障がい者福祉センターの利用の促進に関する業務

	④身体障がい者福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑤その他知事が定める業務
--	--

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	50,792	52,530	※ 52,412

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額はない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	38,801	35,494	17,979
利用料金収入(千円)	0	0	0

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	54,085	52,413	△1,672
県委託料必要額	52,412	52,412	-
その他の収入	1,673	1	△1,672
支出の部	54,085	52,413	△1,672
事業の実施に関する業務経費	1,627	1,152	△475
施設等の利用に関する業務経費	62	45	△17
施設等の維持管理に関する業務経費	4,958	4,067	△891
管理運営業務経費	38,706	38,451	△255
その他の管理運営に必要な業務経費	6,732	6,698	△34
その他必要な経費	2,000	2,000	-

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収支差額	-	-	-

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見 30）

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。

② 現地確認結果の共有について（意見 31）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

③ 管理運営状況の把握について（意見 32）

事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのかが、明確な記載となっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。

④ 指定管理者の管理運営費用について（意見 33）

年次報告書の収支状況にその他必要な経費として 2,000 千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の 3 施設においても同様に 2,000 千円の支出がありました。この 2,000 千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000 千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。

12. 愛媛県障がい者更生センター

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県障がい者更生センター
所在地	松山市道後町二丁目12番11号
設置年月日	昭和58年10月1日
設置目的	身体に障がいのある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。
施設内容	宿泊室(和室4人4室、洋室2人5室、和室14人1室、和洋室5人1室)、大広間、会議室、小会議室、娯楽室、食堂、厨房、喫茶コーナー、ロビー、温泉大・中浴場、家族浴室、身障者用トイレ、多目的トイレ、ランドリーコーナー、事務室、支配人室、フロント
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
代表者	理事長 神野 一仁
所在地	愛媛県松山市道後町2-12-11
指定管理者が行う業務	①更生センターの事業の実施に関する業務 ②更生センターの利用の許可に関する業務 ③更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④更生センターの利用の促進に関する業務 ⑤更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	33,894	37,637	※ 37,975

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額18,311千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	56,284	50,786	37,698
利用料金収入(千円)	13,097	11,118	5,297

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	106,708	87,905	△18,803
県委託料必要額	37,975	56,286	18,311
その他の収入	68,733	31,619	△37,114
支出の部	106,708	87,905	△18,803
事業の実施に関する業務経費	19,170	8,390	△10,780
施設等の利用に関する業務経費	1,217	813	△404
施設等の維持管理に関する業務経費	9,463	9,030	△433
管理運営業務経費	54,640	50,080	△4,560
その他の管理運営に必要な業務経費	22,113	17,592	△4,521
その他必要な経費	105	2,000	1,895
収支差額	-	-	-

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 経営目標の達成状況の記載について (意見 34)

基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。

県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。

② 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 35)

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。

③ 現地確認結果の共有について（意見 36）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

④ 管理運営状況の把握について（意見 37）

事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのかが、明確な記載となっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。

⑤ 利用料金の取扱いについて（意見 38）

指定管理者が定めている運営規定について、利用料の中に奉仕料が含まれているか明記されていない部分がありました。また、その一部には、利用料金の額が条例で定める利用料金の上限額を超過しているように見えるものもありました。利用した際に必要になる額を公表することは重要なことですが、条例に違反しない額であることを示すこともまた重要です。運営規定で定める金額に奉仕料が含まれていること、条例で定める上限額を超過するものではないことが分かるように運営規定を改正することが望ましいです。

⑥ 指定管理者の管理運営費用について（意見 39）

年次報告書の収支状況にその他必要な経費として 2,000 千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の 3 施設においても同様に 2,000 千円の支出がありました。この 2,000 千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000 千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。

13. 愛媛県視聴覚福祉センター

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県視聴覚福祉センター
所在地	松山市本町六丁目 11 番 5 号
設置年月日	平成 7 年 11 月 1 日
設置目的	視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。
施設内容	多目的ホール、和室、調理実習室、ビデオ制作室、ビデオ発送室、ビデオ貸出利用室、情報機器利用室、試写室、点字出版物制作室、日常生活訓練室、会議室、研修室、居室（5室）、浴室、書庫、録音室、点字図書発送室、閲覧室、聴読室、プリント室、教室、ボランティアルーム、言語学習室、相談室、食堂、厨房、医務室、太鼓練習室・言語聴覚訓練室、駐車場（14台）等
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
代表者	理事長 神野 一仁
所在地	愛媛県松山市道後町 2-12-11
指定管理者が行う業務	①視聴覚福祉センターの事業の実施に関する業務 ②視聴覚福祉センターの利用の許可に関する業務 ③視聴覚福祉センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④視聴覚福祉センターの利用の促進に関する業務 ⑤視聴覚福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	104,957	107,881	※ 107,921

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額はない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	27,659	27,277	12,082
利用料金収入(千円)	1,721	1,524	911

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	113,278	108,831	△4,447
県委託料必要額	107,921	107,921	-
貸館収入	919	52	△867
生活訓練収入	558	209	△349
同行援護従業者養成研修受講料収入	1,060	649	△411
その他の収入	2,820	-	△2,820
支出の部	113,278	108,831	△4,447
事業の実施に関する業務経費	10,220	8,798	△1,422
施設等の利用に関する業務経費	204	225	21
施設等の維持管理に関する業務経費	9,340	9,540	200
管理運営業務経費	82,711	80,179	△2,532
その他の管理運営に必要な業務経費	8,803	8,089	△714
その他必要な経費	2,000	2,000	-
収支差額	-	-	-

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見 40）

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。

② 現地確認結果の共有について（意見 41）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

③ 管理運営状況の把握について（意見 42）

事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのかが、明確な記載となっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。

④ 指定管理者の管理運営費用について（意見 43）

年次報告書の収支状況にその他必要な経費として 2,000 千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の 3 施設においても同様に 2,000 千円の支出がありました。この 2,000 千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000 千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。

14. 愛媛県在宅介護研修センター

(1) 施設の概要

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	愛媛県在宅介護研修センター
所在地	愛媛県松山市末町甲 9 番地 1
設置年月日	平成 16 年 4 月

設置目的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティアなど一般県民に対して、在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。
施設内容	第1研修室、第2研修室、宿泊室、浴室等
利用料金等	利用料金制を採用していない

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	特定非営利活動法人 愛と心えひめ
代表者	理事長 上甲俊史
所在地	愛媛県松山市末町甲9番地1
指定管理者が行う業務	①在宅介護の研修 ②介護に関する相談 ③介護に関する情報の提供 ④介護にかかわる関係団体等との連絡調整 ⑤センターの施設、附属設備等の維持管理 ⑥上記業務に付随する業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	44,449	45,965	45,511

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	14,948	11,780	4,319

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算
収入の部	45,512
指定管理料	45,511
その他収入	1
支出の部	45,512
人件費	24,116
研修事業の実施に関する経費	8,260
施設等の維持管理に関する経費	6,430
その他の管理運営に必要な経費	4,638
消費税等	2,068
収支差額	—

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(単位：千円)

項目	決算
収入の部	45,511
指定管理料	45,511
その他収入	0
支出の部	45,511
給料	14,958
職員手当	6,668
共済費	2,845
報償費	2,144
旅費	611
需用費	8,518
役務費	1,579
委託料	3,487
使用料及び賃借料	1,555
備品購入費	1,000
公課費	77
消費税等	2,069
収支差額	—

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 経営目標の達成状況の記載について (意見 44)

基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。

県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。

② 第三者委託実施の事前承諾について (意見 45)

県によると、第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基づき、第三者委託の可否の審査をしているということでした。

また、県は、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでした。

基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。

また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。

③ 第三者委託概要の記載について (意見 46)

事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

④ 管理運営の収支状況の勘定科目について (意見 47)

事業計画書と年次報告書で、管理運営の収支状況の勘定科目が異なっていました。県によると、事業計画書は様式を定めているが、年次報告書は様式を定めていないため、指定管理者が独自に使用する勘定科目での報告になっているとのことでした。

県は、収支状況の適切な把握のために、年次報告書の様式を定め、事業計画書に対応する勘定科目での報告を求めることが望ましいです。

⑤ 管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について（意見 48）

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。

⑥ 専門部署による施設管理への関与について（意見 49）

指定管理施設の維持管理計画は、県の施設所管課と指定管理者の協議により作成されています。具体的には、施設の設備状態を A から C のランク付けにより判定し、今後の修繕計画を検討されています。

しかしながら、施設所管課は、施設の設備修繕を含む維持管理に関して、必ずしも専門性が高い訳ではありません。

設備状態の判定等の一定の専門性が必要と考えられる業務については、施設の維持管理に知見を有する専門性の高い部署が関与することが望ましいです。

15. 愛媛国際貿易センター

(1) 施設の概要

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	愛媛国際貿易センター
所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目 1 番 28 号
設置年月日	平成 8 年 3 月 22 日
設置目的	貿易の振興を通じて経済及び文化の国際交流を促進するため、国際見本市・展示会の開催に必要な施設を提供する。
施設内容	大展示場 (4,500 m ² 、分割利用可)、小展示場 (1,500 m ² 、分割利用可)、スカイホール (755 m ²)、アースホール (455 m ²)、FAZ プラザ (3,500 m ² 、分割利用可)、小展示場屋上 (600 m ²)、会議室 6 室、立体駐車場 635 台
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	愛媛エフ・エー・ゼット株式会社
代表者	一宮 捷宏
所在地	愛媛県松山市大可賀2丁目1番28号
指定管理者が行う業務	①センターの業務の実施に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④センターの利用の促進に関する業務 ⑤センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務 ⑦共用部分等の管理に関する業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	105,500	107,845	※ 114,771

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 59,038 千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	290,443	357,157	44,234
利用料金収入(千円)	97,567	120,655	37,833

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	249,063	213,109	△35,954
指定管理料	114,771	173,809	59,038
施設等利用料金収入	108,161	37,833	△70,328

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
その他収入	26,131	1,467	△24,664
支出の部	249,060	213,285	△35,775
センターの利用に 関する業務経費	21,085	2,212	△18,873
センター及び共用 部分等の維持管理 関する業務経費	92,764	90,787	△1,977
管理運營業務経費	63,750	63,750	-
その他管理運営に 必要な業務経緯	48,433	35,346	△13,087
公課費	23,028	21,190	△1,838
収支差額	3	△176	△180

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 第三者委託の例外規定について (意見 50)

基本協定書では、第三者委託について県による事前の承諾を求めるとともに、あらかじめ事業計画書に記載した場合にはこの限りではない旨規定されています。しかし、事業計画書に如何なる水準でどのような情報の記載を求めるかについて、協定書では明記されていません。従って、第三者委託に関し、事業計画書に簡潔な記載さえあれば、なんらの県の前承諾を求めずとも良い、との解釈も可能です。

例外規定により、第三者委託についての県による事前のモニタリングが形骸化してしまい、県にとって不適切な第三者委託契約がなされる可能性があります。基本協定書の条文の見直しを検討することが望ましいです。

② 第三者委託概要の記載について (意見 51)

事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

③ 年次報告書の記載様式について（意見 52）

年次報告書の記載項目は、基本協定書に従って網羅的なものとなっていました。しかしながら、年次報告書と事業計画書を対比したところ、計画のとおり業務が実施されたのか否かについて明瞭でない部分がありました。

仕様書に基づく業務範囲及び業務水準が事業計画書で計画され、計画された業務が実際に実施されているか否かを事後的に検証しやすくするため、年次報告書の記載様式を見直すことが望ましいです。

例えば、年次報告書に事業計画書の記載を再掲したうえで、実施結果を記載することが考えられます。また、仕様書と事業計画書、事業計画書と年次報告書の3種の書類について、項目レベルで整合した構成とすることなども考えられます。

④ 現地確認結果の共有について（意見 53）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。

⑤ 備品実査結果の報告について（意見 54）

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント（指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること）を実施することが望ましいです。

立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。

⑥ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 55）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

16. テクノプラザ愛媛

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	テクノプラザ愛媛
所在地	愛媛県松山市久米窪田町 337 番地 1
設置年月日	平成3年4月1日
設置目的	企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等を提供する。
施設内容	<p>(本館)</p> <p>1階：スタートアップ支援オフィス（ビジネス・サポート・オフィス、創業準備室8ブース）、テクノホール、入居団体事務室等、飲食業に関するインキュベート・ルーム（1室）</p> <p>2階：研修室、OA研修室、会議室、特別会議室、小会議室、共同研究室（5室）、インキュベート・ルーム（6室）、プレインキュベートルーム（7室）、特許公報閲覧室、入居団体事務室等</p> <p>3階：インキュベート・ルーム（14室）、商談室、休憩室・シャワー室、倉庫、入居団体事務室等</p> <p>屋外：駐車場、第2駐車場、駐輪場等</p> <p>(別館)</p> <p>1階：会議室、交流型会議コーナー、事務室、管理室、システム室、機械室等</p> <p>2階：インキュベート・ルーム（9室）、事業支援・相談室、商談室、ミーティングルーム等</p> <p>屋外：駐車場、駐輪場等</p>
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	公益財団法人 えひめ産業振興財団
代表者	理事長 大塚 岩男
所在地	愛媛県松山市久米窪田町 337 番地 1

指定管理者が行う業務	①テクノプラザ愛媛の事業の実施に関する次の業務（ただし、知事が定める業務を除く。） ・企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報提供 ・研究開発、研修、交流又は創業に必要な施設等の提供 ②プラザの利用の許可に関する業務 ③プラザの利用に係る料金の収受に関する業務 ④プラザの利用の促進に関する業務 ⑤プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務
------------	---

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等）

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	89,399	91,321	※ 91,055

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額は無い。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	40,796	37,418	24,079
利用料金収入(千円)	30,799	32,419	28,156

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

(5) 令和2年度の収支状況

（単位：千円）

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	150,059	288,595	138,536
指定管理料	91,055	91,055	—
工事費その他の県委託料	29,197	26,165	△3,032
工事費その他の県委託料(8月補正予算部分)	—	142,360	142,360

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
施設等利用料金収入	28,960	28,205	△755
その他収入	847	811	△36
支出の部	148,646	276,198	127,552
施設等の利用に関する業務経費	100	21	△79
施設等の維持管理に関する経費	83,285	232,004	148,719
管理運營業務経費	27,310	18,168	△9,141
その他の管理運営に必要な業務経費	25,387	23,053	△2,334
消費税等	12,565	2,952	△9,613
収支差額	1,413	12,397	10,984

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 数値目標としての経営目標の設定について (指摘事項 1)

(発見事項)

仕様書では、事業計画書において「数値目標としての経営目標」を定めることが規定されていますが、事業計画書に記載されている経営目標はいずれも定性的な記述となっていました。

テクノプラザ愛媛指定管理者業務仕様書
 (4 事業計画書等の作成 (1) 事業計画書の作成)
 (略) なお、作成に当たっては、愛媛県と調整の上、指定管理者が目指すべき経営目標について、数値目標を定めることにより明確にすること。

(問題点)

経営目標は、指定管理者の経営努力を評価し、ひいては指定管理制度の趣旨を充足するために重要な指標です。経営目標が定性的なものであると、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となる点が問題です。

また、指定管理者における業務が、仕様書どおりに実施されていない点が問題です。

(指摘事項 1) 数値目標としての経営目標の設定について

県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよう、指定管理者と協

議を行うべきです。

② 経営目標の設定の協議について（指摘事項 2）

（発見事項）

県によると、指定管理者である公益財団法人えひめ産業振興財団は施設所管課の公益法人であるため、当該財団全体の経営目標等については、随時の協議を行っているが、指定管理者の経営目標に関する協議は毎年度行っていないとのことでした。

（問題点）

指定管理者の経営目標について、県が毎年度、指定管理者と協議を行っていない点が問題です。

（指摘事項 2） 経営目標の設定の協議について

経営目標は、指定管理者の経営努力を評価し、ひいては指定管理制度の趣旨を充足するために重要な指標です。また、経営目標は、外部環境及び内部環境の変化とともに見直されるべきものです。

県は、経営目標の選定理由を理解し、その妥当性について検討するために、毎年度、指定管理者と協議を行うべきです。

③ 経営目標の達成状況の記載について（意見 56）

基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。

県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。

④ 経営目標の設定内容について（意見 57）

経営目標として、「人件費」、「入札執行に関する経費」、「委託業務経費」、「管理運営経費」、「光熱水費」の縮減を目標事項としていました。指定管理施設の経費支出事項の多くが目標事項となっており、総花的な印象でした。指定管理者制度の導入から一定の年数が経過しているところ、継続的な経費支出の縮減は現実的に困難な面も考えられます。

県は、指定管理施設の運営状況の正確な把握と分析に基づき、経費支出の縮減事項は削減余地のある事項に絞り込むことや、収入拡大に重点を置いた経営目標の設定について、指定管理者と協議することが望ましいです。

⑤ 第三者委託実施の事前承諾について（意見 58）

県によると、第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基

づき、必要に応じて電話聴取の上で、第三者委託の可否の審査をしているということでした。

また、県は、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでした。

基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。

また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。

⑥ 第三者委託概要の記載について（意見 59）

事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

⑦ 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見 60）

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

⑧ 管理運営の収支状況の検証について（意見 61）

県によると、管理運営の収支状況について、年次報告書本文の内容と整合しているかを確認の上で、必要に応じて電話等で指定管理者に内容を聴取して検証しているとのことでした。

管理運営の収支状況について、年次報告書本文との整合を確認することに加え、収入金額、支出金額の基礎資料の提出を求め、その金額発生的事实、計上額の正確性、網羅性について個別に検証することが望ましいです。

例えば、各科目の金額と総勘定元帳又は収支明細の記録の整合性の検証、領収書等の原始証憑書類との照合などが考えられます。

⑨ 現地確認結果の共有について（意見 62）

県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。

現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。

また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。

⑩ 備品実査結果の報告について（意見 63）

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント（指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を行うこと）を実施することが望ましいです。

立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。

⑪ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 64）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

17. えひめ森林公園

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	えひめ森林公園
所在地	愛媛県伊予市上三谷
設置年月日	昭和59年7月
設置目的	県民の森林に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する。
施設内容	森林学習展示館、フィールドアスレチック、キャンプ場(20サイト)、バンガロー(2棟)、実習用苗畑、県民参加の森、樹木園、山菜栽培園、きのこ栽培園、昆虫観察飼育施設、自然観察道、駐

	車場 (158 台)、公衆便所
利用料金等	利用料金制を採用していない

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
名称	愛媛県森林組合連合会
代表者	代表理事長 高山 康人
所在地	愛媛県松山市三番町 4 丁目 4 番地 1
指定管理者が行う業務	①森林公園の業務の実施に関すること ②森林公園の利用の許可(「県民参加の森」以外の施設に限る。)に関すること ③森林公園の利用の促進に関すること ④森林公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること ⑤その他知事が定める業務

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	23,310	23,743	23,743

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	96,175	100,150	64,353

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	23,743	23,743	-
指定管理料	23,743	23,743	-

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
支出の部	23,743	23,768	25
人件費	6,477	10,067	3,590
共済費	1,823	2,150	327
報酬	486	282	△204
賃金	10,900	7,788	△3,112
旅費	55	55	-
需要費	1,947	1,443	△504
使用料及び賃借料	240	252	12
役務費	979	958	△22
委託料	474	474	-
負担金	12	12	-
消費税	351	288	△63
収支差額	-	△25	△25

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 経営目標の達成状況の記載について (意見 65)

基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。

県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。

② 第三者委託概要の記載について (意見 66)

第三者委託の業務の概要について、事業計画書及び年次報告書では特段の記載がなされていませんでした。

第三者委託は重要な事項であることから、県は、第三者委託業務の概要についての記載を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

③ 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 67)

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

④ 備品実査結果の報告について（意見 68）

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

18. 松山観光港ターミナル

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	松山観光港ターミナル
所在地	愛媛県松山市高浜町5丁目2259番地1
設置年月日	平成12年10月7日
設置目的	県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる効率的で機能的な旅客施設とする。
施設内容	ターミナルビル（旅客施設、事務所施設、店舗施設、海が見える研修室等）、立体駐車場、高架通路
利用料金等	利用料金制を採用していない

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	松山観光港ターミナル株式会社
代表者	代表取締役社長 一色 昭造
所在地	愛媛県松山市高浜町5丁目2259番地1
指定管理者が行う業務	①旅客施設の運営に関すること ②旅客施設の利用の促進に関すること ③旅客施設の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること ④その他知事が定める事務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県委託料(千円)	30,414	30,978	30,978

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(4) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	30,978	30,978	-
指定管理料	30,978	30,978	-
支出の部	30,978	30,978	-
施設等の維持管理 に関する経費	18,546	18,851	305
管理業務経費	2,411	2,411	-
その他の管理に必 要な業務経費	7,204	6,900	△305
消費税等	2,816	2,816	-
収支差額	-	-	-

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(5) 監査の結果及び意見

① 数値目標としての経営目標の設定について(指摘事項 3)

(発見事項)

仕様書では、事業計画書において「数値目標としての経営目標」を定めることが規定されていますが、事業計画書に記載されている経営目標はいずれも定性的な記述となっていました。

松山観光港ターミナル指定管理者業務仕様書
 (4 事業計画書等の作成 (1) 事業計画書の作成)
 (略) なお、作成に当たっては、愛媛県と調整の上、指定管理者が目指すべき経営目標について、数値目標を定めることにより明確にすること。

(問題点)

経営目標は、指定管理者の経営努力を評価し、ひいては指定管理制度の趣旨を充足するた

めに重要な指標です。経営目標が定性的なものであると、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となる点が問題です。

また、指定管理者における業務が、仕様書どおりに遂行されていない点が問題です。

(指摘事項3) 数値目標としての経営目標の設定について

県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよう、指定管理者と協議を行うべきです。

② 経営目標の達成状況の記載について (意見 69)

基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。

県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。

③ 第三者委託実施の事前承諾について (意見 70)

県によると、第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基づき、第三者委託の可否の審査をしているということでした。

また、県は、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでした。

基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。

また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。

④ 第三者委託概要の記載について (意見 71)

事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

⑤ 備品実査結果の報告について (意見 72)

県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。

指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。

また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント（指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること）を実施することが望ましいです。

立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。

⑥ 定期モニタリング、現地確認の手続書等について（意見 73）

仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書（チェックリストや手順書）を作成することが望ましいです。

⑦ アンケートのフィードバックについて（意見 74）

県によると、指定管理者が実施した指定管理施設利用者へのアンケートについて、指定管理者は意見に対して可能な限り対応することに努め、施設内の掲示や施設ホームページへの掲載等による対応方針のフィードバックは行っていないとのことでした。

アンケートに回答した利用者の期待や指定管理者の指定管理者業務の緊張感の持続に鑑みても、県民に対してアンケートの適切なフィードバックがなされることが望ましいです。そのため、県は、今後、どのようにアンケート等のフィードバックを実施するかについて、指定管理者と協議することが望ましいです。

19. 南予レクリエーション都市公園

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	南予レクリエーション都市公園
所在地	宇和島市津島町近家甲 1813
設置年月日	昭和 51 年 4 月 1 日
設置目的	南予地方の美しい自然と豊かな人情にあふれた風土を背景に、緑と海をテーマに「見る、楽しむ、憩う、学ぶ、鍛える」を盛り込んだレクリエーション施設を整備し、自然環境と調和のとれた地域の発展を目指すもの。
施設内容	○第1号公園…日本庭園南楽園・ローラースケート場・イベント広場・オートキャンプ場等

	○第3号公園…野球場・テニスコート・多目的広場・屋内運動場・球技広場・キャンプ場宇和海展望タワー・紫電改展示館・こども動物園・香木園 ○第4号公園…ゴーカート場・テニスコート・バードアイランド ○第5号公園…御荘プール等 ○第6号公園…キャンプ広場等 ○第7号公園…ジャンボスライダー、スロープカー等
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	南レク 株式会社
代表者	代表取締役社長 片岡正雄
所在地	愛媛県宇和島市津島町近家甲1813
指定管理者が行う業務	①運営に関する業務 ②県立都市公園条例第6条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務 ③利用の許可に関する業務 ④利用に係る料金の収受に関する業務 ⑤利用者への便宜の供与に関する業務 ⑥利用の促進に関する業務 ⑦施設、附属施設及び備品の維持管理に関する業務 ⑧その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	347,238	354,796	※ 353,676

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額10,443千円は含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数(人)	369, 109	339, 398	198, 920
利用料金収入(千円)	47, 211	41, 771	21, 380

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和 2 年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	398, 247	385, 568	△12, 679
委託料	353, 676	364, 119	10, 443
施設等利用料金 収入	44, 009	21, 381	△22, 628
イベント等参加料 収入	277	-	△277
その他の収入	285	68	△217
支出の部	398, 247	385, 568	△12, 679
人件費	199, 225	189, 718	△9, 507
外注工事費	65, 850	67, 998	2, 148
水道光熱費	24, 800	23, 626	△1, 174
広告宣伝費	17, 905	8, 757	△9, 148
委託費	6, 385	6, 330	△55
その他の経費	47, 878	54, 088	6, 210
経費合計	362, 043	350, 517	△11, 526
消費税額	36, 204	35, 051	△1, 153
経費総合計	398, 247	385, 568	△12, 679
収支差額	-	-	-

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について (意見 75)

年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。

また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできる

よう様式を見直すことが望ましいです。

加えて、消費税の税込・税抜処理を1枚で表現できる独自の計算書となっていました、一般的でなく却って理解しづらいものとなっていました。税抜表記が一般的であろうかと思えます。県で税込の決算を把握する必要があるようでしたら、別途税込の計算書を作成する方が望ましいです。

② クレーム、苦情等の取扱いについて（意見 76）

指定管理者からの年次報告書に記載のあるクレーム、苦情のうち月次報告書では記載されていないものがありました。クレーム、苦情は施設運営にとって、適切な運営をしていくために必要かつ重要な情報ですので、適時の報告を求めることが重要で、月次報告にも記載する必要があると思います。

指定管理者側での月次報告書作成者への、作成時点での連絡漏れが原因かもしれませんが、指定管理者との間で、クレーム、苦情等を重視するとの共通認識を形成し、報告の遅れないようにしておくことが望ましいです。

20. 道後公園

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	道後公園
所在地	愛媛県松山市道後公園
設置年月日	明治21年6月26日(平成14年4月1日 リニューアルオープン)
設置目的	県民の憩い、安らぎの場とするとともに、湯築城跡を復元、保存、活用することにより中世の歴史を学べる施設として設置
施設内容	主要施設 ○管理棟(資料館)1棟 271.00 m ² ○復元武家屋敷2棟 160.88 m ² ○土塁8カ所 約120m ○土塁展示室 57.08 m ²
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	コンソーシアムGENKI (NPO法人TIES21 えひめ、(株)愛媛庭園、(株)遊亀)

代表者	NPO 法人 TIES21 えひめ 理事長 清水泰彦
所在地	—
指定管理者が行う業務	①運営に関する業務 ②愛媛県立都市公園条例第6条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務 ③利用の許可に関する業務 ④利用に係る料金の収受に関する業務 ⑤利用者への便宜の供与に関する業務 ⑥利用の促進に関する業務 ⑦施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑧その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	49,742	50,813	※ 50,659

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 1,002 千円は含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	75,800	67,605	17,151
利用料金収入(千円)	11,485	11,925	8,888

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	66,259	62,372	△3,887
委託料	50,659	51,662	1,003
施設等利用料金収入	150	108	△42
駐車場利用料金収	12,300	8,779	△3,521

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
入			
イベント等参加料収入	1,500	492	△1,008
その他の収入	1,650	1,331	△319
支出の部	66,259	62,372	△3,887
施設等の利用に関する業務経費	5,506	1,558	△3,948
施設等の維持管理に関する経費	27,098	29,291	2,193
管理運營業務経費	23,150	21,100	△2,050
その他の管理運営に必要な業務経費	8,466	8,353	△113
その他必要な経費	2,039	2,070	31
単年度収支	-	-	-

(出典：年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 数値目標としての経営目標の設定について (意見 77)

事業計画書に記載されている経営目標が、いずれも定性的な記述となっていました。数値目標の設定が困難な施設であり、仕様書、協定書にも数値目標を経営目標として設定することを求めているとのことでしたが、経営目標が定性的なものだけだと、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となります、どのような定量データが数値目標として適切か、県と指定管理者で設定に向けて協議することが望ましいです。

② 第三者委託概要の記載について (意見 78)

事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

21. 愛媛県総合運動公園

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県総合運動公園
所在地	愛媛県松山市上野町乙46番地
設置年月日	昭和55年5月15日
設置目的	県民のスポーツ振興を図るため、県内スポーツの中核となる陸上競技場や体育館などの各種運動施設を整備するとともに、幅広いレクリエーション活動に対応するため、キャンプ場や子供広場などの各種余暇活動施設を設置
施設内容	主要施設 ○陸上競技場 33,590 m ² ○体育館 9,046 m ² ○テニスコート 16,660 m ² (うち屋根付テニスコート 1,354.5 m ²) ○補助競技場 19,300 m ² ○球技場 19,920 m ² ○弓道場 1,704 m ² ○相撲場 8,000 m ² ○多目的広場 12,320 m ² ○キャンプ場 5,000 m ²
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団
代表者	理事長 高橋祐二
所在地	愛媛県松山市市坪町551番地
指定管理者が行う業務	①運営に関する業務 ②愛媛県立都市公園条例第6条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務 ③利用の許可に関する業務 ④利用に係る料金の収受に関する業務 ⑤利用者への便宜の供与に関する業務 ⑥利用の促進に関する業務 ⑦施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑧その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	191,120	193,959	※ 193,044

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 13,682 千円は含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	572,928	564,082	328,772
利用料金収入(千円)	41,143	40,403	36,346

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	260,887	254,904	△5,983
運動公園管理運営収入 *1	237,779	243,852	6,073
レストハウス事業収入	1,614	1,379	△235
自動販売機設置収入	9,356	4,803	△4,553
スポーツ教室等参加料収入	12,138	4,870	△7,268
支出の部	261,161	256,883	△4,278
運動公園管理運営事業支出	248,308	246,703	△1,605
レストハウス事業費支出	1,693	1,644	△49
運動公園事業支出	11,006	8,468	△2,538
その他支出	154	68	△86
収支差額	△274	△1,978	△1,704

(出典：年次報告書の収支より作成。)

*1 委託料収入 206,726 千円を含む

(6) 監査の結果及び意見

① 数値目標としての経営目標の設定について（指摘事項4）

（発見事項）

仕様書では、事業計画書において「数値目標としての経営目標」を定めることが規定されていますが、事業計画書に記載されている経営目標はいずれも定性的な記述となっていました。

総合運動公園指定管理者業務仕様書

（4 事業計画書等の作成（1）事業計画書の作成）

（略）なお、作成に当たっては、愛媛県と調整の上、指定管理者が目指すべき経営目標について、数値目標を定めることにより明確にすること。

（問題点）

経営目標は、指定管理者の経営努力を評価し、ひいては指定管理制度の趣旨を充足するために重要な指標です。経営目標が定性的なものであると、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となる点が問題です。

また、指定管理者における業務が、仕様書どおりに遂行されていない点が問題です。

（指摘事項4）数値目標としての経営目標の設定について

県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよう、指定管理者と協議を行うべきです。

② 経営目標の月次状況の把握について（意見79）

指定管理者からの月次報告書は、利用者数・利用料の数値のみになっており、その資料を加工した上で県が前年比較、利用者数の増減分析を行う形式となっていました。指定管理者による適切な管理が行われているかどうかの判断のために、月次報告書の提出を求めているのですから、指定管理者の管理運営状況を把握できるように月次報告の内容を変更するのが合理的だと思います。

③ 管理運営の収支状況の予実差異分析について（意見80）

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

④ 年次報告書の記載様式について（意見81）

年次報告書の記載項目は、基本協定書に従って網羅的なものとなっていました。しかしながら、年次報告書と事業計画書を対比したところ、計画のとおり業務が実施されたのか否

かについて明瞭でない部分がありました。

仕様書に基づく業務範囲及び業務水準が事業計画書で計画され、計画された業務が実際に実施されているか否かを事後的に検証しやすくするため、年次報告書の記載様式を見直すことが望ましいです。

例えば、年次報告書に事業計画書の記載を再掲したうえで、実施結果を記載することが考えられます。また、仕様書と事業計画書、事業計画書と年次報告書の3種の書類について、項目レベルで整合した構成とすることなども考えられます。

22. とべ動物園

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	とべ動物園
所在地	愛媛県伊予郡砥部町上原町240
設置年月日	昭和63年4月1日
設置目的	県民が動物とふれあい、豊かな心を助長させるとともに、動物の知識を得て動物愛護の精神を学ぶ教育の場として、また憩いや潤いを提供する場として設置
施設内容	主要施設 ○獣舎…カンガルー・ワラビー舎ほか35棟 ○管理施設… 管理事務所ほか14棟 ○便益施設…便所ほか8棟
利用料金等	採用している。

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
名称	公益財団法人 愛媛県動物園協会
代表者	理事長 佐伯 要
所在地	愛媛県伊予郡砥部町上原町240
指定管理者が行う業務	①運営に関する業務 ②愛媛県立都市公園条例第6条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務 ③利用の許可に関する業務

④利用に係る料金の収受に関する業務 ⑤利用者への便宜の供与に関する業務 ⑥利用の促進に関する業務 ⑦施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑧その他知事が定める業務

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	341,388	372,383	※ 371,212

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額 58,701 千円は含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	460,308	454,888	357,693
利用料金収入(千円)	192,663	191,602	138,886

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	653,191	630,789	△22,401
委託料収入	371,212	429,913	58,701
入園料・駐車場収入	200,160	138,886	△61,274
売店・自動販売機等 収益事業収入	74,007	52,701	△21,305
その他収入	7,812	9,289	1,477
支出の部	660,930	632,310	△28,620
動物園管理事業支 出	601,913	583,320	△18,593
売店・自動販売機等 収益事業支出	52,169	46,337	△5,832

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
その他支出	6,848	2,653	△4,195
収支差額	△7,739	△1,521	6,219

(出典：年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 利用料金の取扱いについて (意見 82)

施設管理者が実施しているバスと入園券のセット割引等の利用料割引について、事業計画書への記載とその承認をもって、割引の承認としていました。利用料の取扱いは、公の施設の公平な利用に係る重要なものです。文書による承認をすることで、承認したことを明確にしておくことが望ましいです。

② アンケートの実施について (意見 83)

アンケートの実施に施設所管課が関与していません。また、アンケート結果の施設に関する不満が、指定管理者運用状況検討シートの記載に正確に反映されていませんでした。

アンケートは利用者の声を把握できる貴重な情報源です。アンケートの作る段階から関与する等、利用者の本音を引き出す工夫をおこない、施設所管課として適切な対応を行えるように取り扱うようするのが望ましいです。

③ 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 84)

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

23. 愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県生涯学習センター
所在地	松山市上野町甲 560 番地
設置年月日	平成3年4月1日
設置目的	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等

	の各種事業の実施及び施設の提供。
施設内容	愛媛人物博物館、パソコン演習室、第1～5研修室、大研修室、ミーティングルーム、演劇レッスン室、音楽レッスン室、県民小劇場、アトリウム
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(令和3年3月31日現在)

名称	えひめ青少年ふれあいセンター
所在地	※愛媛県生涯学習センターと同様である。
設置年月日	昭和57年4月1日
設置目的	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供。
施設内容	オリエンテーション室、音楽芸能室、研修室1～3、図書室、集会室、創作活動室、講師控え室、作法室、宿泊室、浴室、食堂、体育館
利用料金等	利用料金制を採用している

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年
名称	株式会社レスパスコーポレーション
代表者	越智 陽一
所在地	愛媛県東温市見奈良1110
指定管理者が行う業務	<p><愛媛県生涯学習センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習センターの事業の実施に関する業務（学習情報の収集及び提供、生涯学習に関する学習機会の提供等） ○生涯学習センターの利用の許可に関する業務 ○生涯学習センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ○生涯学習センターの利用の促進に関する業務 ○生涯学習センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

○その他知事が定める業務 ○生涯学習センターの資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務
<えひめ青少年ふれあいセンター> ○ふれあいセンターの事業の実施に関する業務（青少年の団体宿泊訓練、体験活動の機会の提供等） ○ふれあいセンターの利用の許可に関する業務 ○ふれあいセンターの利用に係る料金の収受に関する業務 ○ふれあいセンターの利用の促進に関する業務 ○ふれあいセンターの施設等の維持管理に関する業務 ○その他知事が定める業務

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

※同一の指定管理者が、両施設の指定を受けている。協定書の締結も両施設一体であり、下記記載の委託料は両施設合算の金額である。

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	155,187	164,121	※ 163,371

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額4,279千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

愛媛県生涯学習センター

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	130,633	123,101	55,069
利用料金収入(千円)	16,613	15,827	8,074

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

えひめ青少年ふれあいセンター

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	28,774	25,763	6,064
利用料金収入(千円)	6,216	5,443	975

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	224,500	213,954	△10,546
指定管理料	163,371	167,650	4,279
その他委託料	-	28,142	28,142
施設等利用料金収入	26,250	9,234	△17,016
自主事業収入	9,474	3,591	△5,883
その他収入	25,405	5,337	△20,068
支出の部	224,500	213,954	△10,546
センター事業実施に関する業務経費	33,307	18,494	△14,813
センターの利用に関する業務経費	3,390	2,356	△1,034
センターの維持管理に関する経費	52,144	77,351	25,207
センターの管理運営に必要な業務経費	87,335	79,674	△7,661
その他の業務経費	40,497	29,177	△11,320
その他必要な経費	7,827	6,902	△925
収支差額	-	-	-

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① (共通)事業計画書における収支計画の施設別の記載の必要性について (意見 85)

両施設は過去の「公の施設のあり方の見直し」の検討過程の結果から、一体運営が合理的との結論を受けて現在に至る経緯となっています。指定管理者選定も、そのため同じ事業者が両施設の管理を請負う形態に至っています。

しかしながら、運営はそうであっても、収支を含む事業計画策定と実績集計及び事業の評価は別個に行うべきものです。

年次報告書での実績数値は、一定の按分基準により両施設の収入を按分、支出側は区分がなされて上で、指定管理者は収支を策定している旨の回答を施設所管課より得ています。

そうであれば、なおさら計画も両施設を区分して策定するべきものと考えます。管理運営を一体で行うことと、収支計画及び実績集計の方法を必ずしも一致させる必要はなく、金額による測定については別途検討することが望ましいです。

② (愛媛県生涯学習センター)物品管理に関する手続きの見直しについて (意見 86)

入手した物品管理簿を閲覧したところ、手書きによる「行き先不明」の記述が散見されました。この点について状況を確認すると、指定管理者において、令和2年度の物品の点検を行った結果判明した内容であるとのことでした。物品管理のため、現物照合が適切になされている心証を得た一方、その結果や対応については、速やかに施設所管課へ報告し対処することが適当です。

施設所管課においても、現状では一定時期に現地確認を行っているとのことですが、指定管理者が行う時期とずらしての現地確認なども有用と思われるので、現地確認の実施時期や手法について、あらためて確認し、検討することが望ましいです。

24. 愛媛県総合科学博物館

(1) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

名称	愛媛県総合科学博物館
所在地	愛媛県新居浜市大生院2133番地の2
設置年月日	平成6年11月11日
設置目的	愛媛県総合科学博物館は、県民に対し科学に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供して創造的風土の醸成を図るとともに、科学技術の進歩と本県産業の発展に寄与することを目的に設置
施設内容	エントランスホール棟、オリエンテーションルーム、展示棟(自然館、科学技術館、産業館、企画展示室、多目的ホール)、企画展準備室、作業室、研修室、図書室、天文台、映写室、第1～第8収蔵庫、科学実験室、科学工作室、教材準備室、ミーティングルーム、託児室、スタジオ、標本工作室、収蔵管理室、一時保管庫、くん蒸庫、事務室、研究室、会議室、館長室、名誉館長室、更衣室、荷解梱包室、中央管理室、機械室、プラネタリウム棟、レストラン棟など。
利用料金等	採用している。

(出典:令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(2) 指定管理者について

(令和3年3月31日現在)

指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
------	---------------------

名称	伊予鉄総合企画株式会社
代表者	元屋地 裕之
所在地	愛媛県松山市三番町4丁目9番地5
指定管理者が行う業務	<p>○博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、知事が定める業務の実施に関する業務(生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。)</p> <p>○博物館の利用許可に関する業務</p> <p>○博物館の利用に係る料金の収受に関する業務</p> <p>○博物館の利用促進に関する業務</p> <p>○博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務</p> <p>○その他知事が定める業務</p> <p>○総合科学博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務</p>

(出典:令和2年度指定管理者運営状況検証シート等)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	174,857	180,436	※ 178,708

(出典:令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額29,914千円を含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	225,905	212,484	115,141
利用料金収入(千円)	68,549	71,976	35,760

(出典:令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位:千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	304,963	372,051	67,088
指定管理料	178,708	208,622	29,914
その他委託料	—	90,824	90,824
観覧料(展示及びブ)	74,255	34,849	△39,406

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
ラネタリウム)収入			
施設利用料収入	1,600	911	△689
その他 (自主事業等)収入	50,400	36,844	△13,556
支出の部	304,963	372,051	67,088
博物館の事業実施 に関する業務経費	40,155	20,226	△19,929
博物館の利用に関 する業務経費	10,650	13,711	3,061
博物館の維持管理 に関する経費	97,608	186,664	89,056
博物館の管理運営 に必要な業務経費	71,073	72,979	1,906
その他の業務経費	55,588	46,083	△9,505
その他必要な経費	29,889	32,389	2,500
収支差額	—	—	—

(出典:当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の検証について (意見 87)

令和 2 年度の年次報告書の収支において、その他必要な経費欄の金額が変更後収支計画に比して増加していたため、その内容を確認したところ、「その他経費」の内訳がなく、実際にいずれの支出が大きく増減に影響したのかが不明であり、適正な予実差分析ができていないのか疑問が残ります。

収支の記載において、「その他」が多額になる場合、内訳を細分化して、計画との比較形式による管理が望ましいです。

25. 愛媛県歴史文化博物館

(1) 施設の概要

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	愛媛県歴史文化博物館
所在地	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目 1 1 番地 2

設置年月日	平成6年11月18日
設置目的	博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館として、本県の歴史文化に関する資料の収集や保存・展示、調査研究を行うとともに、各種普及啓発事業を通じ、愛媛県の歴史文化に関する県民の学習機会を提供し、伝統を踏まえた展望のもとに新しい愛媛を築き、個性的で豊かな文化創造活動に寄与することを目的として設置。
施設内容	常設展示室（歴史展示室1～4、民俗展示室1～3、考古展示室、文書展示室）、新常設展示室、企画展示室、こども歴史館、多目的ホール、図書、研修室（3室）、ミーティングルーム（2室）、研究室、閲覧室、スタジオ、録音室、収蔵庫（5室）、収蔵管理室、くん蒸室、保存処理室、館長室、応接室、事務室、会議室、レストラン、幼児体験コーナー、託児室
利用料金等	採用している。

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート）

(2) 指定管理者について

（令和3年3月31日現在）

指定期間	平成31年4月1日～平成6年3月31日
名称	伊予鉄総合企画株式会社
代表者	元屋地 裕之
所在地	愛媛県松山市三番町4丁目9番地5
指定管理者が行う業務	<p>○博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、知事が定める業務の実施に関する業務（生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。）</p> <p>○博物館の利用の許可に関する業務</p> <p>○博物館の利用に係る料金の収受に関する業務</p> <p>○博物館の利用の促進に関する業務</p> <p>○博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務</p> <p>○その他知事が定める業務</p>

（出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート等）

(3) 指定管理業務に係る県の委託料（協定締結額）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	176,977	183,982	※ 183,443

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用料金収入等の減少による委託料の増額6,724千円は含まない。

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	107,057	141,283	50,572
利用料金収入(千円)	13,388	22,369	10,453

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	219,641	292,740	73,099
指定管理料	183,443	190,167	6,724
その他委託料	-	74,976	74,976
観覧料(展示)収入	20,980	9,489	△11,491
施設利用料収入	1,918	964	△954
その他 (自主事業等)収入	13,300	17,145	3,845
支出の部	219,641	293,113	73,472
博物館の事業実施 に関する業務経費	26,242	20,727	△5,515
博物館の利用に関 する業務経費	10,790	6,453	△4,337
博物館の維持管理 に関する経費	70,988	143,491	72,503
博物館の管理運営 に必要な業務経費	57,273	57,506	233
その他の業務経費	42,303	41,688	△615
その他必要な経費	12,045	23,248	11,203
収支差額	-	△372	△372

(出典：当初予算は事業計画書、決算は年次報告書の収支より作成。)

(6) 監査の結果及び意見

① 管理運営の収支状況の検証について（意見 88）

令和 2 年度の年次報告書の収支において、その他必要な経費欄の金額が変更後収支計画に比して増加していたため、その内容を確認したところ、「その他経費」の内訳がなく、実際にいずれの支出が大きく増減に影響したのかが不明であり、適正な予実差分析ができていないのか疑問が残ります。

収支の記載において、「その他」が多額になる場合、内訳を細分化して、計画との比較形式による管理が望ましいです。

26. 県営住宅(中予地方局管内)

(1) 施設の概要

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	牛湊団地(管理戸数 582 戸)、森松団地(管理戸数 544 戸)、砥部団地(管理戸数 460 戸)はじめとする、計 19 団地(管理戸数 3,649 戸)。
所在地	松山市、伊予市、東温市、伊予郡砥部町
設置年月日	昭和 29 年以降順次建設、平成 28 年度まで建設している。
設置目的	県が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
施設内容	愛媛県中予地方局管内の県営住宅(団地内にある集会室や駐車場等の共同施設を含む)。
利用料金等	家賃は入居者の所得額及び家族構成等により決定。金額は団地ごと、居室面積に基づき決定された金額テーブルによる。

(出典：令和 2 年度指定管理者運営状況検証シート等)

(2) 指定管理者について

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

指定期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
名称	愛媛県営住宅管理グループ (株)第一ビルサービス、新日本建設(株)
代表者	(株)第一ビルサービス：代表取締役 杉川 聡 新日本建設(株)：代表取締役 井上 秀明

	(2 事業者によるコンソーシアムで指定を受けている)
所在地	(株)第一ビルサービス： (本社)広島県広島市中区大手町5丁目3番12号 (松山支店)愛媛県松山市勝山町2丁目21番5号 新日本建設(株)： 愛媛県松山市空港通3丁目9番3号
指定管理者が行う業務	①入居者管理業務 入居募集、申込受付、入居順位決定(抽選)、入退居手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、入居者指導等 ②収納等管理業務 家賃徴収、敷金徴収、口座振替手続、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等 ③施設管理業務 緊急修繕及び一般修繕、空家修繕(退去修繕)、計画修繕(別途指示するもの)、保守点検(法定点検含む)、日常点検等 ④その他管理業務 駐車場管理、自治会指導、相談及び苦情処理

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(3) 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	170,268	173,704	173,333

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

(4) 施設の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	—	—	—
利用料金収入(千円)	—	—	—

(出典：令和2年度指定管理者運営状況検証シート)

※公営住宅は、入居者数及び家賃収入が愛媛県のカウントとなり、指定管理者としての指標はなく、記載を省略している。

(5) 令和2年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算(A)	決算(B)	増減(B-A)
収入の部	173,333	173,333	-
指定管理料	173,333	173,333	-
その他収入	-	-	-
支出の部	173,333	175,394	2,061
運営費	50,235	52,439	2,204
うち人件費	32,482	35,218	2,735
施設管理費	123,098	122,955	△143
うち修繕費	94,432	94,289	△143
うち委託費	28,666	28,666	-
収支差額	-	△2,061	△2,061

(出典：年次報告書等を要約し作成)

(6) 監査の結果及び意見

① 数値目標としての経営目標の設定について (意見 89)

事業計画書に記載されている経営目標が、いずれも定性的な記述となっていました。仕様書、協定書にも数値目標を経営目標として設定されていませんでしたが、経営目標が定性的なものだけだと、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となります、どのような定量データが数値目標として適切か、県と指定管理者で協議し、設定に向けて協議することが望ましいです。

② 第三者委託概要の記載について (意見 90)

事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。

例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法（指名競争入札か、随意契約か等）、当年度の支出金額（計画・実績）、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。

③ 管理運営の収支状況の予実差異分析について (意見 91)

管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。

県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。

27. 指定管理者による管理施設全体に影響を与える問題について

この節では、個別の施設のみでなく指定管理者による管理施設全体に影響を与える問題について報告します。

① 指定管理者の本部等所在地の問題について（意見 92）

指定管理者の一部に、本部等所在地を指定管理者となっている公の施設の所在地としている団体があります。

公の施設の管理に付随する本部業務を当該施設の用途又は目的に基づく使用に含めるか否かの判断については、各施設の所管課が公の施設の設置条例に規定された施設の設置目的に照らして個別に行っており、目的外使用部分があると施設所管課が判断した施設については、行政財産の使用料を徴収しています。

しかし、当該指定管理者には本部業務のみを担当する役員等は居ないため目的外使用はないと判断している施設がある等、施設所管課により目的外使用及び目的外使用部分の判断には差があります。また、行政財産の使用料は、固定資産税相当額となる計算方法で決められることとなっており、極めて安い額であり、民間の賃貸物件や自社物件で本部等を用意することで必要となる費用と相当額の差があると思います。

この差額相当の便益を指定管理者が受けている状況は違和感があります。少なくとも、指定管理者公募に応募を検討する事業者間での公平が担保されるよう、新規応募を検討する事業者がそのような便益を得られることを理解し、収支の適切な見通しが立てられるよう、本部等を指定管理施設とすることが可能であること及びその際の使用料負担額を仕様書等に記載することが望ましいと思います。

② 情報開示の拡充について（意見 93）

「経費の縮減」が指定管理者制度の導入された目的の一つとされています。指定管理者制度が導入され年月が経過すると、直営の場合と比較して、経費の縮減が出来ているかどうかを判断することは不可能となります。しかし、公募によって競争原理が働く制度とすることで「経費の縮減」が図られていると言えると思います。

適切な運営コスト（指定管理者の利益を含め）以上の費用を使っている指定管理者が行っているとすると、それを縮減し、より良い運営ができると考えた事業者が次の公募に参加してくる、そして、そのような能力を有する事業者が指定管理者に選定される。このような競争原理が働く制度が整備されていることで、指定管理者制度は「経費の縮減」につながる制度だと言えるのだと思います。競争原理が働くためには、現指定管理者が行っている事業内容と経理の状況等の十分な情報開示が必要です。

指定管理者運営状況検討シートでの開示内容を拡充すべきであると思います。施設所管課が報告を受ける年次報告書のようなレベルで事業の実施、経理の状況等を開示し、指定管理者公募に応募する団体等が適切な判断が可能となるような情報を開示することが

望ましいです。

③ 購入物品の管理について（意見 94）

指定管理者の購入物品について月次報告事項としているものの、年次報告で備品台帳の提出を求めることとしていない施設所管課が多数ありました。

指定管理者が購入した備品等は、県の委託費を原資として購入したものであり、処分等の権限は県に留保されるべきであると思います。年次報告で備品台帳の提出を求めるような協定書とするなど、改善することが適切な管理を行うため望ましいです。

第5 直営施設についての監査結果及び意見(個別施設)

前述のように県では、公の施設のあり方の見直し方針への対応状況のフォローアップを行っています。個別の課題が示されなかった直営5施設が見直し対象外とされてきました。今回の包括外部監査では、この5施設を直営施設における公の施設の運営状況の検討対象としました。

検討は、平成17年12月から平成19年8月に実施された「公の施設のあり方検討部会」で各施設の状況を取りまとめるために作成された検討資料と同様の資料の作成を施設所管課に依頼し、前回からの環境変化と各施設の対応状況等を比較検討し、質問を行い検討する方法によりました。

なお、平成17年12月から平成19年8月の検討資料には、収支の状況に、国からの交付金・補助金が記載されていませんでしたが、今回必要と思われる施設については、その点を含め検討しました。

1. 愛媛県消費生活センター

(1) 施設の概要及び施設所管課の現状及び課題についての施設所管課の認識

施設の名称	愛媛県消費生活センター		
所在地	松山市山越 450	所管課	県民生活課
設置年月日	昭和62年10月28日		
施設内容等	延床面積 534.34 m ² (男女共同参画センター内に設置)		
設置目的	消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上のための相談や情報の提供、研修、研究、試験等を行うことを目的に設置された施設であり、専門の相談員による消費生活相談、弁護士相談、悪質商法追放総合対策(事業者に対する指導、相談分析・情報提供等)及び消費者啓発等を実施している。		
現状及び課題	平成19年度	令和2年度	
	社会・経済情勢の変化に伴い、センター開設当初、年間200件程度であった相談件数は、平成16年度には年間1万件を超える状況となっている。	社会・経済情勢の変化に伴い、センター開設当初、年間200件程度であった相談件数は、平成16年度に年間1万件を超えていたが、21年9月に内閣府の外局として消費者庁が設置されて以降、地方消費者行政の充実・強化支援により、県内でも全市町で消費生活相談窓口が設置されたことなどから、近年は3,000件あまりとなっている。	
	消費生活センターは、消費者安全法		

	<p>また、近年では悪質業者による住宅リフォームや架空請求等、法令違反の悪質な取引行為によるトラブルが増加しており、単に民事上の解決だけでなく、県の行政処分等の権限を背景に、事業者に対するあっせん・指導等を行う必要 がある事例も多い。</p> <p>なお、消費者相談に関する県の役割は、市町との連携を図りつつ、専門性や広域の見地から市町の相談業務を補完・支援することであるが、現在、県内の市町では、専門の相談員を置いて相談対応を行っているところは5市（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市及び新居浜市）となっている。</p>	<p>に基づき都道府県に設置義務が課せられており、県の役割は、市町との連携を図りつつ、専門性や広域の見地から市町の相談業務を補完・支援し、消費者教育の企画・立案を行うことなどとされている。</p> <p>近年寄せられる消費生活相談では、架空請求や詐欺的な定期購入に関するトラブルが多く、今後、改正民法の施行（令和4年4月）による成年年齢の引下げに伴い若年層が消費者被害に巻き込まれる事例も懸念される。</p> <p>消費生活センターでは、消費者トラブルに巻き込まれてしまった人に寄り添い相談に対応しながら、消費者教育の推進による消費者トラブルの未然防止・拡大防止に努めていくこととしている。</p>
--	---	---

(2) 事業等の状況

① 年度別相談件数の推移

(単位：件)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度
-----	-------	-------	-------

相談件数	11,581	8,712	7,911
年 度	H30 年度	R 元年度	2 年度
相談件数	3,081	3,045	3,367

② 施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
収 入 (①)	0	0	0
施設使用料	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0
その他	0	0	0
支 出 (②)	70,570	65,898	64,886
人件費	59,207	57,965	57,155
管理運営費	11,363	7,933	7,731
収支 (①－②)	△70,570	△65,898	△64,886
区 分	H30 年度	R 元年度	2 年度
収 入 (①)	0	0	0
施設使用料	0	0	0
行政財産使用料	0	0	0
その他	0	0	0
支 出 (②)	84,647	88,382	82,676
人件費	70,731	75,282	69,474
管理運営費	13,916	13,100	13,202
収支 (①－②)	△84,647	△88,382	△82,676
※交付金収入等	42,528	30,362	24,037

※地方消費者行政推進交付金等の財源収入。ただし、消費生活センターの運営以外の事業実施に関するものも含む。

(3) 監査の結果及び意見

① 結果

県内各市町に、消費生活センター等の相談窓口が設置されたことから、相談件数が著しく減少したものの、人件費、事業費ともに増加しています。これらの支出増加は、消費生活相談体制の整備や消費者教育の推進のため消費者庁からの地方消費者行政推進交付金等の交付を受けた事業を実施することで生じたもので、増加は妥当なものでした。

② 意見

県の消費生活センターは、現状及び課題の欄に記載があるように法律により設置が義務付けられております。また、法には消費生活相談等の事務を委託する場合は、委託をすることによって消費生活相談等の事務の質が低下することのないよう、内閣府令（消費生活相談員試験合格者等）で定める基準に適合する者でなければ委託してはならないとの規定もあり、当面直営が妥当であると思います。

ただ、県民の消費生活はオンライン取引の増加等々環境変化が著しく、行政以外の視点、経験を活用することは有用であると思われます。消費者支援を目的に活動している消費者団体も県内に複数存在しており、県では、適格消費者団体の認定を受けたえひめ消費者ネットに対して、審議会委員の委嘱や県事業の委託を行うなどしていますが、これら民間団体と協働することで県の消費者行政が更に向上するのではないかと思います。

外部の各種専門家をまじえた検討会や事業の実施等において民間団体との協働を更に進めていくことが望ましいと思います。

2. 愛媛県動物愛護センター

(1) 施設の概要及び施設所管課の現状及び課題についての施設所管課の認識

施設の名称	愛媛県動物愛護センター		
所在地	松山市東川町乙 44-7	所管課	薬務衛生課
設置年月日	平成 14 年 12 月 1 日		
施設内容等	鉄筋コンクリート造平屋建(愛護棟)他 延べ床面積 1,667m ² 敷地面積 10,630m ²		
設置目的	平成 19 年度	令和 2 年度	
	<p>動物愛護センターは、動物の愛護や適正な飼養等に関する情報の提供等を行うとともに、県民に犬・ねこ等の動物とのふれあいの場を提供することを目的に設置された。近年のペットブームにより動物愛護への関心は高まりを見せる一方、動物虐待やペット動物の遺棄は依然として後を絶たず、人と動物とのより良い関係づくりは大きな課題であり、当センターは人と動物とが共生できる社会づくりのための中核施設と位置付けられている。</p> <p>なお、当センターは「公の施設」としての上記動物愛護機能に加え、不要犬・ねこの収容・処分等、「行政機関」としての</p>	<p>動物愛護センターは、動物の愛護や適正な飼養等に関する情報の提供等を行うとともに、県民に犬・ねこ等の動物とのふれあいの場を提供することを目的に設置された。近年のペットブームにより動物愛護への関心は高まりを見せる一方、動物虐待やペット動物の遺棄は依然として後を絶たず、人と動物とのより良い関係づくりは大きな課題であり、当センターは人と動物とが共生できる社会づくりのための中核施設と位置付けられている。</p> <p>なお、当センターは「公の施設」としての上記動物愛護機能に加え、収容された動物のうち、譲渡不適なものを収容・処分</p>	

	動物管理機能を併せ持った施設である。	等する「行政機関」としての動物管理機能を併せ持った施設である。
現 状 及 び 課 題	平成 19 年度	令和 2 年度
	<p>当施設は、公の施設としての動物愛護機能と、行政機関としての動物管理機能とを併せ持つ施設であることから、施設運営にあたっては、両機能一体的な運用が行われており、職員については、行政機関としての業務をベースとした配置となっている。</p> <p>このうち、公の施設としての愛護事業に関しては、定期的を開催している 犬・ねこの譲渡会、しつけ方教室、ふれあい教室、アニマルセラピー等への参加者も堅調に推移しており、施設への来場者は年間約2万人である。</p> <p>なお、現時点においては、県内の市町や動物愛護団体等には動物愛護事業に関する十分な経験や実績がなく、類似・競合する施設もない。</p>	<p>動物愛護センターは、動物愛護機能と動物管理機能を総合的に推進する拠点施設として、動物愛護の普及啓発に努め、犬猫の殺処分頭数は開設当時の7,081頭(H15年度)から1,311頭(R2年度)にまで大きく削減し、一定の事業成果は上げている。</p> <p>しかしながら、本県の殺処分頭数は、依然として全国上位にあり、更なる削減が喫緊の課題となっており、引き続き県の直営により、動物の愛護事業と管理業務を一体的に実施することが適切と考えている。</p> <p>平成 19 年、公の施設のあり方検討部会から収入確保の方策を検討するよう御提案を受け、直ちにセンターホームページでバナー広告を募集するほか、20年には犬猫の引取り手数料の有料化を開始し、一定の収入を確保している。</p> <p>さらには、平成 23 年には管理棟や動物舎における収容動物等の管理業務を外部委託し、現業職員の人件費を削減するとともに、新しい飼い主への譲渡仲介する事業や、幼齢な犬猫を譲渡可能なまでに育てる事業等については、ボランティアを募るなどして、経費の削減にも努めている。</p> <p>近年、動物愛護を社会貢献活動として実施する企業等もあり、昨年度開始の動物</p>

		<p>愛護サポーター制度では、県内 67 の企業や団体等から啓発活動への賛同を得て、印刷物の配布や譲渡会場の提供等で協力いただいている。今後は、印刷物への広告やイベント時における協賛等についても、民間からの支援策を検討するとともに、産官学が協働して譲渡数を増やす取組みを一層推進し、全国上位から脱却したいと考えている。</p>
--	--	---

(2) 事業等の状況

① 来場者の状況

(単位:人)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度
人 数	21,920	19,915	19,188
年 度	H30 年度	R元年度	2 年度
人 数	10,054	11,716	10,361

② 動物等の処分の状況

(単位:頭)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度
犬	3,666	3,561	3,335
ねこ	2,985	3,135	3,765
計	6,651	6,696	7,100
年 度	H30 年度	R元年度	2 年度
犬	536	511	447
ねこ	1,451	1,571	834
計	1,987	2,082	1,281

③ 施設の運営コスト

(単位:千円)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
収 入(①)	3,319	3,299	3,709
施設使用料	0	0	0
行政財産使用料	115	111	115

	そ の 他	3,204	3,188	3,594
	支 出(②)	114,807	113,661	104,370
	人 件 費	60,772	61,044	64,566
	管 理 運 営 費	54,035	52,617	39,804
	収支(①-②)	△111,488	△110,362	△100,661
	区 分	H30 年度	R元年度	2年度
	収 入(①)	3,284	2,299	1,400
	施 設 使 用 料	0	0	0
	行政財産使用料	122	122	122
	そ の 他	3,162	2,177	1,278
	支 出(②)	91,897	101,664	106,269
	人 件 費	47,341	53,680	53,680
	管 理 運 営 費	44,556	47,984	52,589
	収支(①-②)	△88,613	△99,365	△104,869

(3) 監査の結果及び意見

① 結果

来場者は大きく減少、犬猫の殺処分の件数も、大きく減少しております、しかし、殺処分件数は、都道府県別でみると全国上位となっております。一方収支の状況に大きな変化はありません。来場者減少は、動物愛護教室や譲渡前講習会などの出前回数を増やしたことにより、従前は施設まで来場していた利用者が施設に来る必要がなくなったことが原因であると思われます。

② 意見

現状及び課題に記載のように、前回のあり方検討部会の提言を受け、ボランティアや企業等の支援を積極的に導入されていますが、その後、NPO 法人や獣医師会などの動物愛護活動が活発になってきており、ボランティアに参加する県民も多くなっていると思います。NPO 法人等との協働により、更に動物愛護を図ることができないか検討する余地があると思います。

また、来場者は、令和元年9月にセンター休憩棟に入店した「山のパン屋」が人気となり、新しい来場者の獲得等に貢献しているようで、このような層に動物愛護について訴えかける等の工夫が課題とのことですが、これらもNPO 法人等市民の感覚が活かせる領域ではないかと思えます。

外部の各種専門家をまじえた検討会等で、外部との協働等のあり方の検討をすることが望ましいと思えます。

3. 愛媛県立さつき寮

(1) 施設の概要及び施設所管課の現状及び課題についての施設所管課の認識

施設の名称	愛媛県立さつき寮(婦人保護施設)		
所在地	松山市	所管課	子育て支援課
設置年月日	昭和 34 年5月 15 日(その後移転)		
施設内容等	定員:10 名(移転前定員:20 名) 入寮期間:原則 6 カ月以内		
設置目的	平成 19 年度	令和 2 年度	
	設置当初は、売春防止法に規定する要保護女子の保護更生を行うことを目的としていたが、その後、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の保護と自立を支援する施設として機能している。	設置当初は、売春防止法に規定する要保護女子の保護更生を行うことを目的としていたが、現在は、平成 13 年からの DV防止法の施行に伴い、配偶者からの暴力被害者で自立を決意した女性、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性の保護と自立を支援する施設として機能している。	
現 状 及 び 課 題	平成 19 年度	令和 2 年度	
	昭和 34 年に建築された施設が老朽化し雰囲気も暗いため、長期間の入寮をためらうケースがあるほか、部屋の配置上、身体の不自由な方や年配の方には、非常に使いにくい部分もあるなど、入寮者のニーズに十分対応できていない状況にある。過去には、入寮者も年間平均 15 人程度あり、入寮期間も平均8ヶ月程度であった時期もあったが、近年においては、年間入寮者は 10 人前後で入寮期間も平均 3 ヶ月程度となっている。	近年の施設利用者数は年間 2 人以内であり、そのほとんどが若年女性で、親からの暴力により入寮している状況である。 一定の利用見込みはあるものの、入寮にまで至るケースが少ない状況が続いている。	

(2) 事業等の状況

① 年度別入寮実人員の推移

(単位:人)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度
人員	8	6	7

年 度	H30 年度	R元年度	2 年度
人 員	0	0	1

② 年度別相談件数の推移

(単位:件)

年 度	H30 年度	R元年度	2 年度
件数	1,802	1,825	1,825

③ 施設の運営コスト

(単位:千円)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
収 入(①)	0	0	0
支 出(②)	5,226	4,894	4,915
人件費	4,303	4,267	4,196
施設管理費	923	627	719
収支(①-②)	△5,226	△4,894	△4,915
区 分	H30 年度	R元年度	2年度
収 入(①)	0	0	0
支 出(②)	13,559	13,765	14,264
人件費	13,532	13,735	13,665
施設管理費	27	30	599
収支(①-②)	△13,559	△13,765	△14,264
※交付金収入等	6,679	7,003	7,198

※ 婦人保護費国庫補助金

(3) 監査の結果及び意見

① 結果

施設の老朽化問題は解消したものの、利用者は激減しています、一方、人件費は大きく増加しています。人件費増加の大部分は他施設との兼任となっている職員に係るもので、国庫補助金によりカバーされていました。相談件数は、一定程度あります。

② 意見

「現在、支援を必要とする女性については、相談から長期的な保護までの一体的な処遇が行われており、さつき寮は、自立に向けた準備を行う必要がある女性を入寮させる施設として、要保護女子等の自立支援に欠かせない施設であるとともに、現在、県内にこれを代替する施設もないことから、当面は直営で運営することが適当である。」との施設所管課からの

説明は、妥当なものと思います。

しかし、相談件数が相当数あり、潜在的なニーズが想定されるため、施設の役割や支援の内容について周知を行い、施設への理解促進を図るなど、様々な困難を抱える女性が支援を必要とする時に適時に利用できる施設としていくことが必要と考えます。

外部の各種専門家をまじえた検討会等で、効果的な施設のあり方等の検討をすることが望ましいと思います。

4. 愛媛県中小企業労働相談所

(1) 施設の概要及び施設所管課の現状及び課題についての施設所管課の認識

施設の名称	愛媛県中小企業労働相談所		
所在地	各地方局・支局商工観光課(室) 内	所管課	労政雇用課
設置年月日	昭和 31 年		
施設内容等			
設置目的	中小企業労働相談所は、中小企業の労働者及び使用者の双方を対象に労働問題全般についての相談に応じ、中小企業における労使関係の安定と近代化を促進することを目的に、県下 5 箇所(現在の各地方局・支局商工観光課(室)内)に設置された施設である。		
現状及び課題	平成 19 年度	令和 2 年度	
	近年、労働者の雇用環境の複雑化・多様化に伴い、契約社員やパート従業員等の非正規労働者が増加するとともに、労働組合の組織率は低下しており、職場での問題の解決を労働組合等の組織に頼ることができず、個人で抱え込んでいる労働者が増加しているものと推測される。このため、個人でも相談が可能な労働相談窓口の必要性は増しているところであり、その中であって当施設は、公的機関による県民に身近な相談窓口として、各種労働相談に対応している。 なお、同じく労働問題に関する公的相	コロナ禍以前においては、労働者の雇用環境の複雑化・多様化に伴い、パートタイム労働者等の非正規労働者が増加傾向にあったことに加え、コロナ禍における雇用環境の悪化や働き方が大きく変化したことに伴い、職場における各種ハラスメントや長時間労働等に関する問題が顕在化したことにより、労使双方の労働問題に関する意識も高まっている状況にある。このような状況の中、労働者が抱える労働問題について、気軽に相談できる窓口の必要性は増しているところであり、その中であって当施設は、公的機関による県民に身近な相談窓口として、各種労働相談に対応している。	

	<p>談窓口として、愛媛労働局等に総合労働相談コーナーが設置されている。</p>	<p>なお、同じく労働問題に関する公益相談窓口として、愛媛労働局等に総合労働相談コーナーが設置されている。</p> <p>また、中小企業労働相談所の相談件数は減少傾向にあるが、相談内容が複雑化・多様化する中、依然として重要な役割を担っている。</p>
--	--	---

(2) 事業等の状況

① 相談所別の利用状況（相談件数）の推移

(単位:件)

年 度	16年度	17年度	18年度
西条	75	111	118
今治	12	13	15
松山	93	35	32
八幡浜	6	6	5
宇和島	15	12	13
合計	201	177	183
年 度	H30年度	R元年度	2年度
西条	3	0	2
今治	0	0	6
松山	26	4	8
八幡浜	3	1	2
宇和島	1	0	2
合計	33	5	20

② 施設の運営コスト

(単位:千円)

区 分	16年度	17年度	18年度
収 入(①)	0	0	0
支 出(②)	2,852	2,879	2,818
人件費	2,852	2,879	2,818
施設管理費	0	0	0
収支(①-②)	△2,852	△2,879	△2,818
区 分	H30年度	R元年度	2年度

収入(①)	0	0	0
支出(②)	1,877	1,864	1,858
人件費	1,877	1,864	1,858
施設管理費	0	0	0
収支(①-②)	△1,877	△1,864	△1,858

(3) 監査の結果及び意見

① 結果

相談件数が大きく減少、特に令和元年は相談件数が5件と著しく減少しました。また、支出も一定の減少をしております。相談件数の減少は、統計から愛媛労働局を利用する県民が増加したことによると思われます。支出面では、各相談所は地方局(支局)の商工観光課(室)に併設された施設であり、松山中小企業相談所の非常勤相談員以外は、県職員の兼任によっていることから、多額の支出はなく、相談件数の減少により、相談所業務に充てられる時間が減ることから、人件費相当額も減少しております。相談も仲介的な役割を担っており、県民の相談窓口として適切な相談所への紹介を行う役割も担っている状況です。

② 意見

労働問題という県民にとって重要な問題を扱う施設であり、法律改正等も続くことから、適切な問題解決をサポートするための窓口として、引き続き直営施設として運営することが望ましいと思います。

5. 愛媛県立農業大学校

(1) 施設の概要及び施設所管課の現状及び課題についての施設所管課の認識

施設の名称	愛媛県立農業大学校		
所在地	松山市下伊台町 1553	所管課	農政課農地・担い手対策室
設置年月日	昭和46年発足 昭和48年3月31日現在地に移転		
施設内容等	平成19年度	令和2年度	
	教棟:鉄筋コンクリート造 4階建 1,855.71 m ² 、寄宿舍:鉄筋コンクリート造 3階建 2,138.27 m ² 、体育館:鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 1,164.60 m ² 他合計:7,739.31 m ² 本館他建物用地:17,674.00 m ² 、農業機械研修場:7,238.13 m ² 、農業機械研修場:3,663.92 m ² 他合計:103,107.05 m ² (農業試験場等からの借地を含む) 本館他建物用地:17,674.00 m ² 、農業機械研修場:7,238.13 m ² 、農業機械研修場:3,663.92 m ² 他合計:83,885.39 m ² (農業試験場等からの借地を含む)		

	地を含む)	
設置目的	平成 19 年度	令和 2 年度
	<p>農業大学校は、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として昭和 46 年に設置され、次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者や農業指導者を養成するとともに、農業者等が生涯にわたって行う学習活動の促進や農業機械利用技能者等を養成するための各種研修を実施している。</p>	<p>次代の農業や農村を担う優れた青少年を養成するとともに、農業者が農業に関し生涯にわたって行う学習活動を支援するため、先進的農業技術や農業機械利用等の各種の研修を行う。</p> <p>農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設 (S46 年～) 学校教育法に基づく専修学校 (専門課程) (H17 年～)</p>
現 状 及 び 課 題	平成 19 年度	令和 2 年度
	<p>本県農業の担い手及び指導者養成の中核的な研修教育施設として、これまでに 約 2,800 人の卒業生を送り出してきた。平成 16 年度には、外部委員による「農業大学校のあり方検討委員会」において当校を巡る情勢の変化や時代の要請に対応した「魅力ある農業大学校づくり」について検討し、その報告に基づき、平成 17 年度から専修学校化や学科再編、研修部門の拡充、職員配置の充実等、研修教育内容や運営体制の見直しを行ったところである。</p> <p>しかしながら、研修部門では、「えひめ農業入門塾」に毎年定員の 2 倍程度の応募がある一方、養成部門においては、依然として受験・入学者数が定員に対して低水準で推移している。また、養成部門の授業料は他の県立専修学校と比べ低額となっている。</p>	<p>農業大学校は、県内で唯一の座学と本格的な実習を組み合わせた実践教育の場で、R2 年度までの卒業生は約 3,250 人、28 年度から 2 年度の 5 年間の平均就農率は 51.9%、農業関連就職率は 90.3%であり、養成した新規就農者の多くが県内各地で地域農業の担い手やリーダーとして活躍するなど、本県農業を持続的に発展させ、次世代へ継承していくうえで重要な役割を果たしている。</p> <p>18 年度はあり方検討会の意見を踏まえ、養成部門 (定員 90 人) を総合農学科</p>

		<p>(定員 55 人)、専攻科(定員 10 人)をアグリビジネス科(定員 10 人)に再編し、海外の販路開拓を見据えたグローバルGAPやICT、ドローン等の最先端技術など、農業の多様化・高度化に対応したカリキュラムに見直している。</p> <p>定員の充足率は養成部門で12年度～16年度の5年間平均で65%であったが、再編された総合農学科の直近5年間の平均充足率は84%と改善している。なお、アグリビジネス科の直近5年間の平均充足率は22%と低調であったため、近年、企業の経営を目指す農業法人への就業が、40歳未満の新規就農者の約1/3を占める状況で、経営や加工、販売等の視点を持ち、柔軟な発想ができる若手人材が求められていることから、R4年度から「アグリビジネス科」(定員5人、1年制)へ新たに再編し、農業法人等と連携して、現場での長期インターン実習を中心とした実践的カリキュラムを全国に先駆けて実施することとしている。また、現在、県立専修学校は農業大学校のみで、授業料は年間118,800円(月額9,900円)となっており、他県の県立農業大学校と同等となっている。</p> <p>研修部門においては、17年度「えひめ農業入門塾(拡充)」(受講料年額5,000円)、20年度「農業担い手支援塾」(15,000円)、27年度「熟年農業者養成講座」(5,000円)、29年度「農業経営高度化塾(現:農業革新挑戦塾)」(6,500円)を拡充・開設し、社会人等も対象とした担い手の育成に取り組み、受講に際しては適正な受益者負担を求めている。</p> <p>今後も、企業的な視点を有し、海外への温州みかん輸出への挑戦やDXなど日々</p>
--	--	---

		進化する技術革新にも柔軟に対応できる即戦力人材の育成を目指すこととしており、引き続き、本県農業の未来を支える担い手育成の中核的な機関として役割を果たしていく必要がある。
--	--	--

(2) 事業等の状況

① 入学者の状況の推移

(単位:人)

年 度	定員	16 年度	17 年度	18 年度
養成部門	80	44	53	-
総合農学科	55	-	-	34
専攻科	10	12	7	-
アグリビジネス科	15	-	-	5
年 度		H30 年度	R元年度	2 年度
総合農学科	55	37	43	47
アグリビジネス科	10	4	0	0

② 卒業生の就業等の状況

(単位:人)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
就 農		4	10	14
農業関連事業への就業	農業団体	10	9	12
	農業系企業	20	13	11
農業関連以外への就業		22	13	8
研修・進学		10	7	14
合計		66	52	59
区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就 農		24	21	18
農業関連事業への就業	農業団体	4	10	6
	農業系企業	12	5	4
農業関連以外への就業		7	1	6
研修・進学		2	1	8

合計	49	38	42
----	----	----	----

③ 研修部門の状況

(人)

年度	えひめ農業入門塾コース別	受講者数	備考
17年度	入門コース 計	61	入門コースに加え、実践コースを設け、拡充
	農産園芸	36	
	果樹	25	
	実践コース 計	12	
	野菜	8	
	果樹	4	
18年度	入門コース 計	60	
	農産園芸	38	
	果樹	22	
	実践コース 計	18	
	野菜	6	
	果樹	10	
	花	2	

※定員・応募者数・就農率 不明

(人・経営体数)

	年度	定員	応募者数	受講 決定数	就農率 (%)	経営力 向上数
熟年農業者養成講座	30年度	10	20	11	100	-
	元年度	10	13	10	70	-
	2年度	10	12	10	40	-
えひめ農業入門塾	30年度	40	52	40	26	-
	元年度	40	58	41	28	-
	2年度	40	44	39	44	-
農業担い手支援塾	30年度	20	33	24	71	-
	元年度	20	20	20	81	-
	2年度	20	20	17	100	-
農業経営高度化塾	30年度	10	12	12	-	8
	元年度	10	10	10	-	4

	2年度	10	13	12	-	-
--	-----	----	----	----	---	---

*2年度就農率は暫定

*経営力向上数は、①売上高の10%以上向上、②経営コストの10%以上削減、③経営面積の10%以上の拡大、④雇用者数の10%以上の増加、⑤新たに法人化、⑥新たな6次産業化の取組、⑦新たな海外進出の取組、のうち該当項目がある場合にカウント

1 熟年農業者養成講座(受講料 5,000 円/年)

対象者 : 概ね60歳以上で農業に関心のある者
 期間・回数 : 5～2月(1回/月程度、平日)
 概要 : 農地のある定年退職者等、就農を考えている人を対象に、専門的な農業の知識、技術に関する講義や実習を実施する。

2 えひめ農業入門塾(受講料 5,000 円/年)

対象者 : 就農を考えている者
 期間・回数 : 5～2月(1回/月程度、休日)
 概要 : 他産業従事者等で、農業に関心を持ち、就農を考えている人を対象に、農業の基礎知識、野菜・果樹の栽培技術などの講義や実習を実施する。

3 農業担い手支援塾(受講料 15,000 円/年)

対象者 : 新規就農者や就農を考えている者
 期間・回数 : 5～2月(1回/週程度、概ね30回)
 概要 : 新規就農者や就農を考えている者を対象に、実習を主体とした野菜・果樹の栽培技術、経営管理の習得、就農相談、現地研修、先進農家実習・意見交換、等を実施する。

4 農業経営高度化塾(受講料 6,000 円/年)

対象者 : 認定農業者等
 期間・回数 : 5～2月(1回/月程度、12回)
 概要 : 県内の意欲ある農業経営者を対象に、経営管理・経営構想、マーケティング、海外輸出戦略、スマート農業、GAP、事例調査等の講義に基づき、経営発展に向けた経営改善計画を策定する。

④ 施設の運営コスト

(単位:千円)

区分	16年度	17年度	18年度
収入(①)	8,180	7,871	11,025

授業料	2,498	2,189	5,300
行政財産使用料	18	18	18
その他	5,664	5,664	5,707
支出(②)	196,729	217,742	203,744
人件費	158,075	175,696	173,497
管理運営費	38,654	42,046	30,247
収支(①-②)	△188,549	△209,871	△192,719
区分	H30年度	R元年度	2年度
収入(①)	21,206	18,231	16,899
授業料等	10,932	9,751	8,554
行政財産使用料	484	484	78
その他	9,790	7,996	8,267
支出(②)	192,886	206,787	246,603
人件費	151,348	170,211	168,852
管理運営費	41,538	36,576	77,751
収支(①-②)	△171,680	△188,556	△229,704
※交付金収入等	16,386	24,982	58,412

※ 協同農業普及事業交付金、担い手育成・確保等対策事業費補助金等 R2年度は、
コロナ対策 40,503 千円を含む

(3) 監査の結果及び意見

① 結果

入学者に目立った増加は認められないものの、卒業生の就農者及び農業関連事業への就業者の卒業生に占める比率は、全国の農業大学校の平均を大きく上回っています。また、研修部門は充実、他産業従事者の就農者の増加に貢献、農家の経営高度化にも貢献している状況です。

収支の状況は、収入は授業料等収入が増加、支出はコロナでの増加を除きほぼ同額で推移しています。また、事業費支出に対し国からの交付金等の収入を受けています。建物等は昭和48年当時のものが多いものの、耐震化工事済み、加えて長寿命化の取組みを行っているとのことで、当面建替え等大規模な支出は予定していないとのことでした。

② 意見

県の農業振興に大きな貢献をしていると思います。成果を出している要因は、愛媛県農林水産研究所や外部講師とのカリキュラムを中心とした交流等から最先端技術の知見を獲得した上で、卒業生を中心とした就農者からの相談により現場のニーズを把握し、シーズとニ

ーズのマッチングの場として機能していることによるものと思います。

また、運営面での要因は、外部の有識者等で構成する「愛媛県立農業大学校外部評価委員会」を定期的で開催し学校運営の改善を行うほか、農業関係者をメンバーとした「愛媛県立農業大学校あり方運営検討委員会」を定期的で開催、教育研修のあり方、方向性について検討を加えていることにあると思われました。

えひめ農林水産業振興プラン 2021 でも、えひめ農業を支える担い手を育成するための施設と位置づけられており、引き続き、直営での運営が適当なものと思います。